



貞丈雜記

十三



73
6188
13



6188
13

貞丈雜記卷之十三



馬之部目錄

- 一 馬のたげの事
- 一 二毛の事
- 一 かくをいれぬ事
- 一 馬の館の事
- 一 庭業にかゝるの事 ハタケ事 園
- 一 馬は足を吐きと云事
- 一 神社馬の毛定り有り
- 一 馬の五性下毛の事 五ヶ条
- 一 古馬よふれハ必す持子
- 一 馬のかねの事 三ヶ条 園
- 一 本うねおろし事
- 一 馬の鬃をぬくと云事
- 一 貴人の活前を馬より
- 一 馬より高馬を意取

雜記十三

目一

- 馬歩の事
- 馬のかんの事
- 物射馬といふ事
- 雨を祈晴を祈る毛の事
- 鞆つ不の事
- 弓杖つき糸の事
- かり法師の事
- げくらう馬
- 引馬京智先別の事
- 引出物の馬の事
- やせ馬を螳螂といふ事
- けらの事
- 兼換肉の事
- 赤の事
- きつもかちの事
- 引添の事
- 後三年画巻の事
- 馬の旋毛の事
- 礼馬の事
- 馬の毛古名四ヶ条

- 室町家法既の事
- 鹿の子足の事
- あぶり馬の事
- 交の事
- こみ馬
- 八の事
- 馬系入括古今お遠の事
- 祢こ足の事
- 弓を害へ本意心得
- 弓牽の事
- 貢馬の事
- 馬屋猿を養の故事
- おろの事
- つの事
- いの事
- 鞭の事
- うの事
- つの事
- 馬道の事
- 弓場の事

一 木馬具事

馬具之部 目錄

- 一 朱ぬり鞆の事
- 一 鞭の事
- 一 火種鞆覆の事 四ヶ条
- 一 おり鞆
- 一 蕪鞆
- 一 もんのん志りふ
- 一 美つはきの事
- 一 赤い志り鞆
- 一 つら切付 二ヶ条
- 一 かりき志りふ
- 一 ぶんぢぢり鞆
- 一 遠江志りふ
- 一 鞆色之事
- 一 あつはき大徳

- 一 がしつけの事
- 一 五六掛籠の事 目
- 一 籠よかくとまぬ
- 一 籠のちこちま
- 一 かぎと繩
- 一 行膝の時泥障さぬ事
- 一 みじん鞆 けごら鞆
- 一 馬場本馬場末
- 一 鏡鞆之事 末ニモアリ
- 一 馬をの鞆の事
- 一 三ついとまの事
- 一 張鞆 煉鞆
- 一 籠のかこささぎ
- 一 二重腹帯
- 一 泥障の事
- 一 とりげを壱
- 一 武新籠
- 一 馬系袴の事
- 一 鏡壱
- 一 へしりぬき

- ねんどうぼうり
- 鞭さきもちり
- 鏡鏡の事
- 尻綱の事
- 力草の中着草
- 古の鞆より形有る草の事
- 後三年の画騎馬武者の事
- 厩の事
- 古衝の図
- 汗のふくまんの鞆
- 鞆より作る態柳
- 鏡磨の事
- 水晶鞆
- 後二年画巻物鞆
- 寛治二年の鞆鏡の図
- この葉ばきの事
- 水晶地の鞆
- 古代鞆西履の事
- 古の鏡かけさうの事
- 行騰を鞆履よき事

- ねんどうぼうり
- たちぎくおまうい物のみ
- 鞆の四方子の名
- 鏡の志その図
- 鏡鞆 前よりあり
- 轡 衝 鑢 鐵 勒
- 籠頭
- へ内柳の鞭拵拵
- だおひの事
- 子綱のまじりの
- 七条細工の鏡
- 泥障をさすの事
- 佐々木掛 馬
- 伴野鞆
- 衝のたききり 此事 馬二 条
- 鞍橋 鞆尾
- 葬禮の馬の事
- 鼻草
- 追綱の事
- 子綱をさすの事

- 一 鞍よりけりけりかろる
- 一 鞍志げり拾
- 一 竹の根むち
- 一 十文字響
- 一 張草鞍張鞍の事

以上

質丈雜記卷之十三

馬之部

一 馬乃たけハ四尺を定尺とす四尺ハ一寸あゆむを一寸と云
 二寸あゆむハ二寸と云以下是も准一知へ一四寸より七寸迄
 ハ寸の字をまんといはず四寸 五寸 六寸 七寸いつきむきあきといの也
 寸の字をまきともいひし相ハ寸九寸をバハまん九寸と云へ
 九寸よりあきるをバ長タケハ刺アキると云へ三尺九寸あるをバ加へ

伊勢 貞古
 千賀 春城
 門人 岡田 光大
 同 校

小笠原大双紙
云貴人の内あま
馬尺寸する者
此鬚の上より
こつひを添
てさすべし
まこのつひを
さすべし
了

一寸と云ふ馬のたけをさす物を尺寸と云ふ尺杖と云ふ
一名弓馬秘書
いふ如く弓極記に見えり
尺寸を馬の肩の通りより立てるやこの鬚の所より横は木を切て寸をさすあり

一馬乃五性十毛の事青あり毛ハ木性之なり毛ハ木性之なり
ハ火性之鹿毛カキ毛ハ土性之はき毛ハ水性之鹿毛
二毛ハ水性之是をさすは覺るなり何なり木性之
ハ火性之鹿毛カキ毛ハ土性之はき毛ハ水性之鹿毛
猿毛鼠毛乃事をさす也右の五性十毛ハあきあり世の人の
知る如く尺素往來云々凡草毛青雲雀毛木性馬鹿
毛栗毛火性馬霞毛駁土性馬鶴毛佐目皆色金性馬
鴨毛黒水性馬さ前カシラケの五性十毛とハ少く遠たり

一前記五性十毛に限るも事ハあきあり馬もさす
あり赤き強きハ火性とす赤ハ火のき 青き強きハ木性とす青ハ木のき
黄き強きハ土性とす黄ハ土のき 白き強きハ金性とす白ハ金のき
黒き強きハ水性とす黒ハ水のき 又ハ記す
毛の外の色皆是を以て性を定むべしたとハ麻毛ハ土性
と定れども黒麻毛の色黄きより思ふこの方つゝハ水性と
定むべし馬もさすも黄きの方つゝハ火性と定むべし何
色も色の強て濃きを取て五行五行ハ水ハハ木性木性ハと定むべし
一雲雀毛火性カキ毛ハ土性不審の事是も大坪流傳云々
云五性十毛の多り馬もさす秘傳一本性ハあき毛栗毛ハ火性

赤栗毛雲雀毛一水牯ハ麻毛かす毛一金牯ハ月毛河馬毛

一水牯ハ黒毛麻毛佐目好玄曰富後安藝より大坪流此十毛ハ多

賀豊後守高忠國忠好玄が曹祖父麻友日記ニ牯ニハ二毛

サる毛の説も同口傳ニ好玄曰雲雀毛火牯といハ不審存ハ

その為ハかす毛といハり毛ハ此ニ毛何れノ馬マサカす毛毛

ハハ牯ハ名々さきもといさし一毛こまどつてさきもといさし

一馬ハ五牯を定タリハ相いしひそいあり陰陽師ノ相生

相尅ノ説を以ていハ之相生といハ水生木木生火火生土

土生金金生水也たとハ水牯ノ人ハ金牯ノ毛色ノ馬モ

赤ハ一馬より一ト有ル人金生土ハ理ニ以外流相尅ト有

ハ木尅土土尅水水尅火火尅金金尅木也たとハ金牯ノ

入ハ火牯ノ馬ハ赤ハ一ト有ル馬より一ト有ル人をもこあハ道理也

以外流赤ハ一ト有ル馬ノ牯ハ遠近ヲ行クを以テ馬ノ牯ト有ルたとハ

ハ嵐を以テ一ト有ル牯ハ曉ニ時を以テ一ト有ル牯ノ牯ハ盗人を

吠ル犬ノ一ト有ル人をも一ト有ル人をも一ト有ル遠近を以テ一ト

有ル牯ハ以外ノ馬ノ牯ト有ル馬ハ一ト有ル牯ハ一ト有ル

人をも一ト有ル人をも一ト有ル人をも一ト有ル人をも一ト有ル

乃人ト定むべきや笑ふべきや之馬ノ五牯上古ノハ抄法流


中古ノ來相いしひそい出たりと云用多きたる也

平家物語卷五
五云忠清はまげ
の馬をひきまけり
けり上総ありが
ひうけしかいあ

二毛と云ふ二毛ありけり馬ハ二毛の毛あり故二毛と云ふ二毛
ハあげると云詞ハ似る故武士ハ二毛馬ハ云ふぬあり
されバガちるを引出たも用ゆる大内義興の同衆
返答の書ハ見たり又書札難く聞する二毛と云ふ馬説
也猿毛様云々毛似るおとあり馬ハ猿毛ハ氣毛
ガ似るおねと云氣の字を似毛と云ふ似る毛と云ふ
似毛乃其を二毛と書ハ同ト詞ある故文字の吐候もあ
二毛と書之黒毛二毛を水牯の馬と云け水牯の二毛ハ似
ありうす馬也故水の色ハ黒と云ふを以て水牯と云
又大坪流の傳書ハ高忠多賀豊後守也ガ秘傳書を引て云

二毛とハ似る毛と書ハ秘傳ハ昔毛ハ似るものなり
乃其と云ハ見知らぬハ毛色のやうハ同ト知レハこの赤
毛ハ七毛と云々毛ハ似る以上本又ハ物ハ色のこ赤キハ猿毛也こ
馬ハ氣毛也毛ハ似るハ毛のふかしの馬云
又同書ハ云同相傳ハ高忠傳也に毛と云ハ又云ハガちあいの
ゆきあひるやうあるを二毛と云色をバ文字ハ二毛と云
うの書ハと云ハけにけあハ中軍を陣ハまゝハ
古の武士ハ馬ハ云ふハ必替をまき馬を替はる者ハ何方ハ
行ともめけられバ回記ハ弓杖のきて馬ハ家ハ馬上の
弓の持やうあり又貴人ハ合て下るハ水口をぬハ礼
なり古ハ弓持と云ハ馬ハ家ハをバ人見ハわハ

光大曰尺素往来
云俱自奥州
開伊郡到来其
印鹿笛者此方
飛雀者南方此
内羽折雀小雀殊
可有御賞觀其
外菴下ニ遠雁
文々字有文字引
量九等者絶以
疋之當可播六龍
之德疾大輪達者
間立菴下一方者
御所御牧二疾別テ
御所御牧手云

遠ハ〇引兩ハ■四目結ハ☐丸ハ○遠雁ハ右推
量を以て其形を志す方々ハ此あり〜月遠雁
是ハ旧記ニ繪始あり又鹿笛云ハ特人藤を寄し日
有吹く笛之の笛の形を市〜成〜つくさ
と云ハ詳ありル下山〜海あり方〜山形と云相ハ
ホアリ（此の類ハ金數金と云ハ旧記ナキ市日道具ニ繪あり
不見也と云り詳ありす金と云ハ道具の形あり
兩雀と云ハあの股ハ雀を以〜是を兩所といハ
雀目結とありも雀と目結とあり之相皮ハ相皮ひ
あり〜此ハ旧記ニ相皮三日

不見及と云り 平のな書れ

一 舊記ニ馬の字を記したる糸とつくさい カ子ホリ 金數金と云り道

具之終やう不見之とあり 馬具寸法書札并新 つくさい

ハ〜んさ〜と云り同〜もの之織入者款合は金有り

〜の〜と云り〜と云り〜と云り〜と云り

兄申の杖のよの月判の詞云ハ歌月み〜と云り合は〜

ぬハ〜んさいのさび〜と云り〜と云り時〜つんさいと

ハ合の具是〜とあり 具足とハ道具 相皮の金塚の形を

玉佐光信ウ繪のきたりハ金有りガむさのも〜

〜と云り繪のきたり是つんさいといハ物〜 相のつんさい

をつくさしといふもあやまりはあはるれウクスツヌ
フムユウと五音通ぶるこつこつんまうま集

一馬の即ち麻笛といふ形あり麻笛ハ猪人が麻をあつひ
るゝ鹿のあやをききまて吹くは笛その形を改訂し
して焼て馬の股におすし

鹿笛



此石を吹くこ
鈴の口のこ



馬の下ニ
ハハシノ
形ナルニシ

木をて作るは頤城のまきこる何だをて作りたる笛を
あけくこ麻のあはるこいあつこ草まきこる

一馬の館と云る旧記は有り書札新く少書は馬の館の
草彦間田操酒孫鹽以異名の子馬の鼓之一段と

館の字は又まのま
を用ひまのまか
まこま牧まま
かひま牧ま
あの子ちこのた
ちあまの牧の馬
よりまのま

子細何の馬は山書状はゆ未ハ書裁は幸也まき
少書はまをまをまをまをまをまをまをまをまを
のこまままままままままままままままままま
あまをまを添状はまを先本字をまをまをまをまを
その書太刀あまも同あま書間操酒孫鹽を一段の
まをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまを
間田操酒孫鹽ハ牧の名は是をまをまをまをまをまを
あまをまをまをまをまをまをまをまをまをまをまを
たちまをまをまをまをまをまをまをまをまをまを
だち酒孫鹽のたちまをまをまをまをまをまをまを

墨く徳之何れ牧もする駒といふ事と彦間田原漢
弥鹽ニテ所の牧ハ良馬の出る牧とて賞観之尺素程奉
馬の形を書ける状の久言も多久依里之本牧兩ニ足
須弥足井色並^{エタフノチカハ}肢尻地拘所習于馬作又云大輪遠を
彦間立菴下一方と伝所之牧之由あり多久依里ハ亦
二記したる田原之須弥足井ハ亦記したる須弥鹽也
彦間ハ亦記したる又彦間ハ彦習之の立の字ハ亦
二記したる雖も同意之肢尻地拘所習于馬ハとい肢ハ
四足の事之地拘ハ地をあむむ時之形ハ四足の形ハ
形地拘之形も多久依里ハ亦本牧といハ須弥足井也

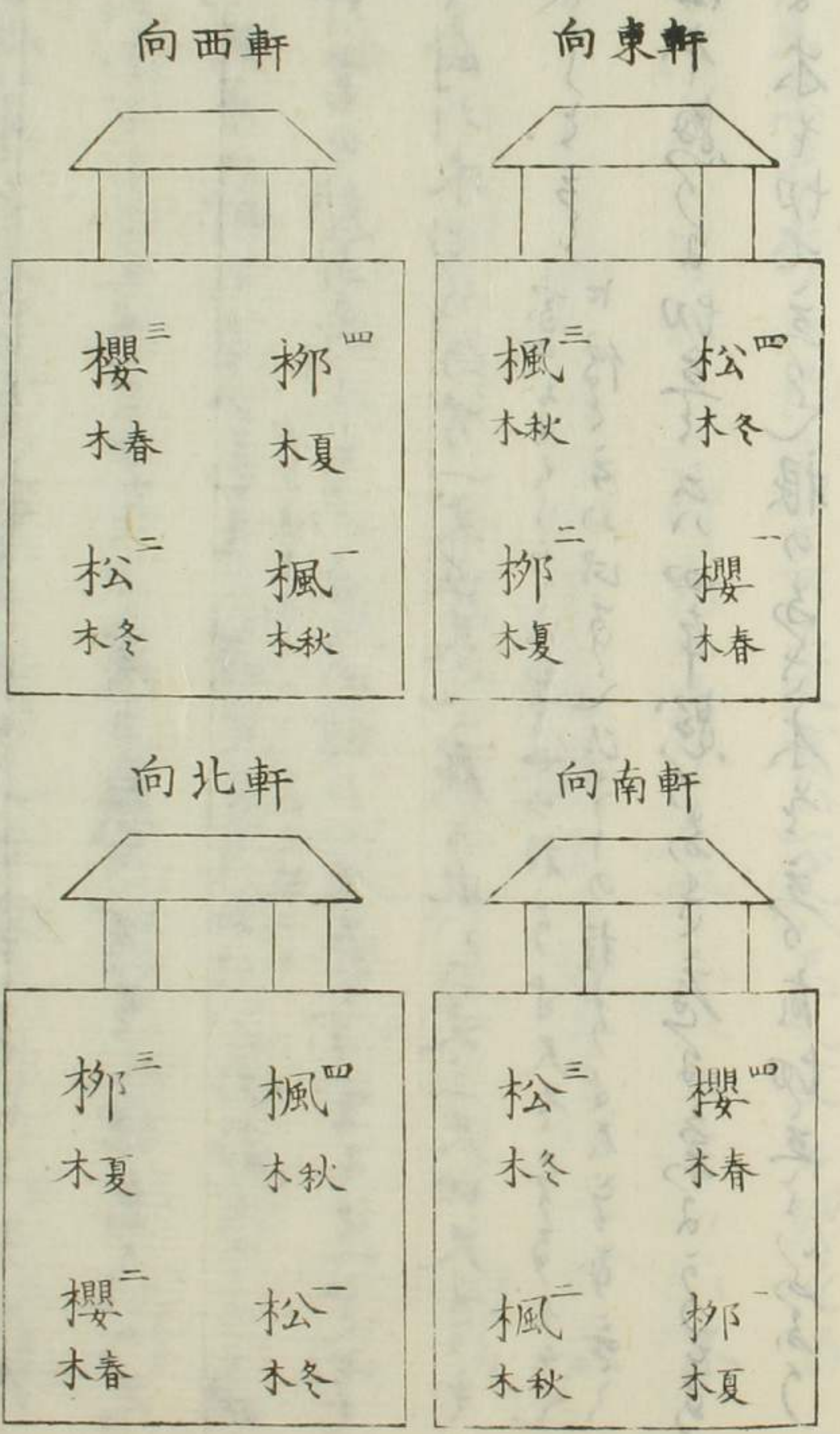
彦子盛衰記ニ
いけつきハ馬
ハ寸やくた
すつきつ尾のさ
さちを白くけ
て西時ハヤ移い
てくハ馬ハこ
れも陸奥國七の
戸立の馬麻呂
令焼くありれ
ハカハ移入く
オカハハシ
目七のたふさ
も七の戸立の
しる飯ハ彦
彦とてハハ
目

意といハ此所の由牧も對して彦習といハるを以て考ルハ
多久依里須弥足井彦習といハるハ牧の名之げニテ所ハ
牧の馬肢尻地拘各習ハ亦之て是ハ多久依里の
是ハ須弥足井の之ハ彦ハ彦習の之ハともいふ事
馬の飯といハ此所ハ彦も馬の西越野の之ハ
を以て仙臺駒出依野信濃駒とて又之も其
るのたちを以て之ハ彦多久依里須弥足井彦間
ニテ下ヤハ此牧之の事ハ彦の市をおす之ハ彦所の
牧より出馬を古ハ彦義志といハる牧之に定有之
雀目結遠厩麻節木のカねをバハれたるあり

一本平おろし平とつるあり中平と八麻節同結未をい
 こちろつと八馬を牧まうおろし平をおたる平の牧をい
 おろしつと八馬をいさる百田深源深盟あつと八牧の名を
 牧まかゝるをいさる

庭系のかまの木の植植する四方は隅は木を
 植まへ庭系東向なれば庭系の庭北東の隅は松南
 東の隅は松南西の隅は柳西北の隅は楓を植まへ
 貞衡以外はこれ園雲雲集又をいさる

○馬庭系四本植まへ木の植植する



右軒の向に依て木の植植のお遠ある庭之園雲雲集又
 又つと八馬をいさる百田深源深盟あつと八牧の名を

又あまのふりてん中ノ人ハ大坪尻ノ達人

しめんがふる高敷右兵衛尉好玄が記ハ云右木の柱やう

ぬげ之但ハきやうれおハキやうのあ軒と木の百一丈五尺

口傳ハ是家の木も柱よりと申すのよりと申するをん乃

大小よりと木と軒との廣き狭き可る之但云ん六尺

九尺用は時のより是より廣きをんゆとハ申すゆと云く時

外高の外あるべタケ長キ木ノウララ切て柱ル一丈五尺高を定はせむ

き耐ハ木より一丈五尺之廣々れバ二丈二尺四尺もも

べ家のおももらうらハおもやの柱より寸尺をさうさうと云く
口傳と云ハばりハひさうの柱より寸尺をさうさうと云く

一四本懸り又切立と云ハ四本懸りあき之屋を急よりと云

は木を切立と云く根のあき木を急有切立といふあり

小笠原長重の記ハ切立六二丈或ハ一丈八尺之又云切立ハ

事松と云ハ皆松と云柳也ハたよと云ハ二本ツハハ不

若きもハ鞠の庭の切立を云庭家の切立も准之秋庭

好玄記云切立の時ハ一丈五尺高ハを定はせむと云く

本より一丈五尺之廣々れバ一丈二尺四尺もも

と云く鞠秘書云平介切立と云竹を四本立ると云く

後代ハ切立と云ハ井をさう事と云昔ハ竹は障り木

四本懸り本ハ根ある木を柱と云候物ハ木を切立と云ハ

切立と云く馬故実云皆松又ハ切立と云竹をさう庭を

てハあきと云ハ記きぬと云んのもべと云く

一 四本懸りの通くはもとより一本本を括る事もあり是を以て
け木と云ふはげ木あり時の衆知を以て家集を以てけり
木の在りて後老を以て四本掛りの外あり

一 庭騎の事後多の院宸記建保四年四月十四日冬内
涉方有庭騎與中宮大進兼陸奥・落馬万人解
願云々高後ある守好云記云庭騎を懸て曲る事
建保の以既に是名目やれは之より其の鞠の以て
馬は況の事東鑑承元四年九月廿日依て未だ坊門尉兼綱
法馬を道む時日近に國よる未だ今日鞠の以て
涉覽義村云々

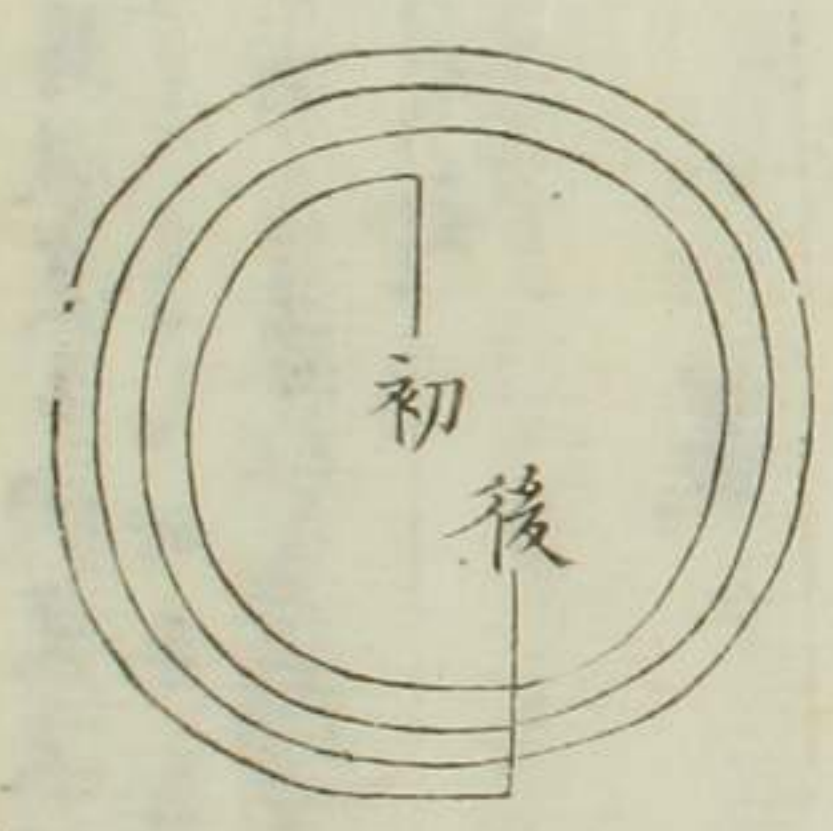
一 慶長寺の家武家とて馬廻り振替の事之小差也
手綱秘書馬御書云々云々云々云々馬を直廻り武家の
馬を左廻り右武家あり武家とて右真馬を左
以時ハ真馬とて右ハ廻り衆也鎌倉京都兩將軍
の時共ハ真馬ハ武家とて衆て法覽後禁裏に道
さうらう云々以時ハ真馬衆をわすりて常ハ左
廻り武家とて右衆をすり物之に後大草子云々
衆右の方へ引折ると云々云々折廻す云々真馬衆とて
上衆やり云々又法要縁抄云馬を貴人の方へ向ふ事
云々武家ハ左ハ折り衆ハ右ハ折り云々

一武家の四本馬の庭乗は、先んてきる。杖を鞠の界
 然るに列に絶れざる。わらわりの四本馬の庭乗を
 するに起りたるは、今川を後に草子に鞠の馬の
 庭乗するに、先んて外を界の内へ馬を入る。此の
 四本馬の庭乗を打するに、先んては、先んて鞠の馬の
 半の庭乗は異也

一庭乗の事 光大補入 弓馬故実云々馬の庭乗を鞠の馬の
 先んての馬の引向くが口を引く。是は是は、是は、
 一相手を先出する。其口をひく。何れも、其口をひく。
 馬の何れも、其口をひく。其口をひく。其口をひく。

先んての馬の引向くが口を引く。是は是は、是は、
 一相手を先出する。其口をひく。何れも、其口をひく。
 馬の何れも、其口をひく。其口をひく。其口をひく。

○庭乗之図



必ふり内より
 外へ先んてハあけ
 れども教えるは
 まくは付記

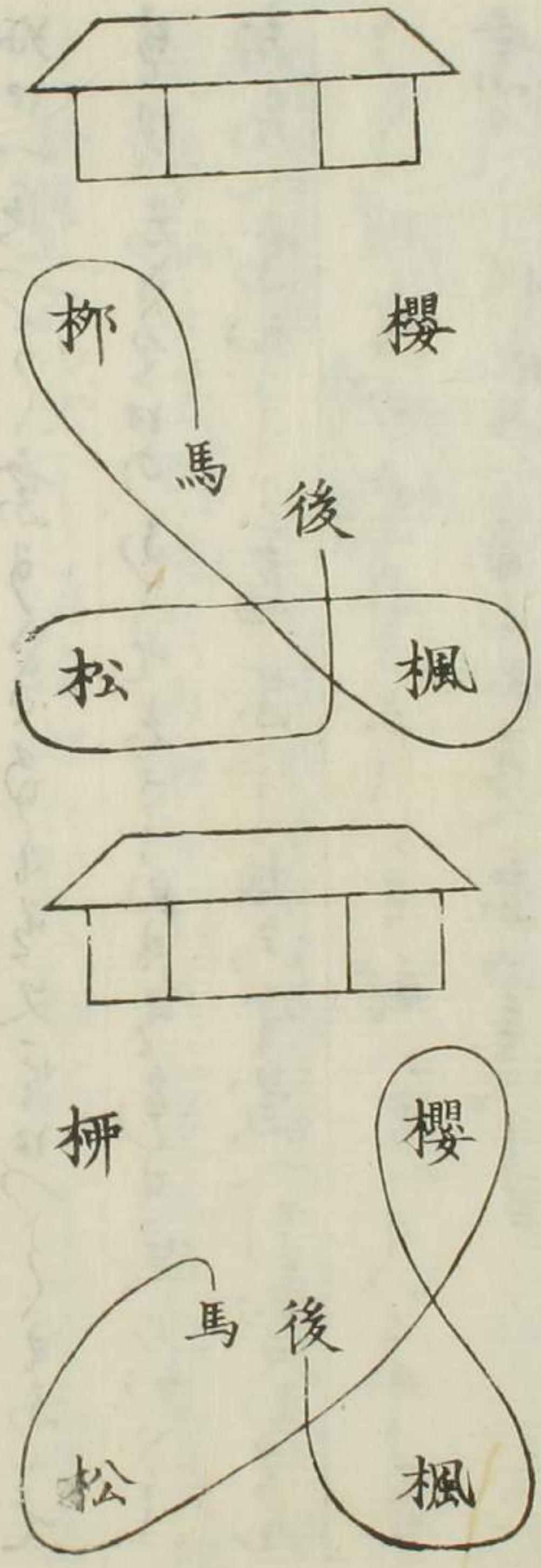
軒

一 四布敷の事
馬故実を以て大補入に但おも
 ありしより四布敷の楳の馬と
 ありしより楳の馬とありしより楳の馬と
 ありしより楳の馬とありしより楳の馬と

○ 春

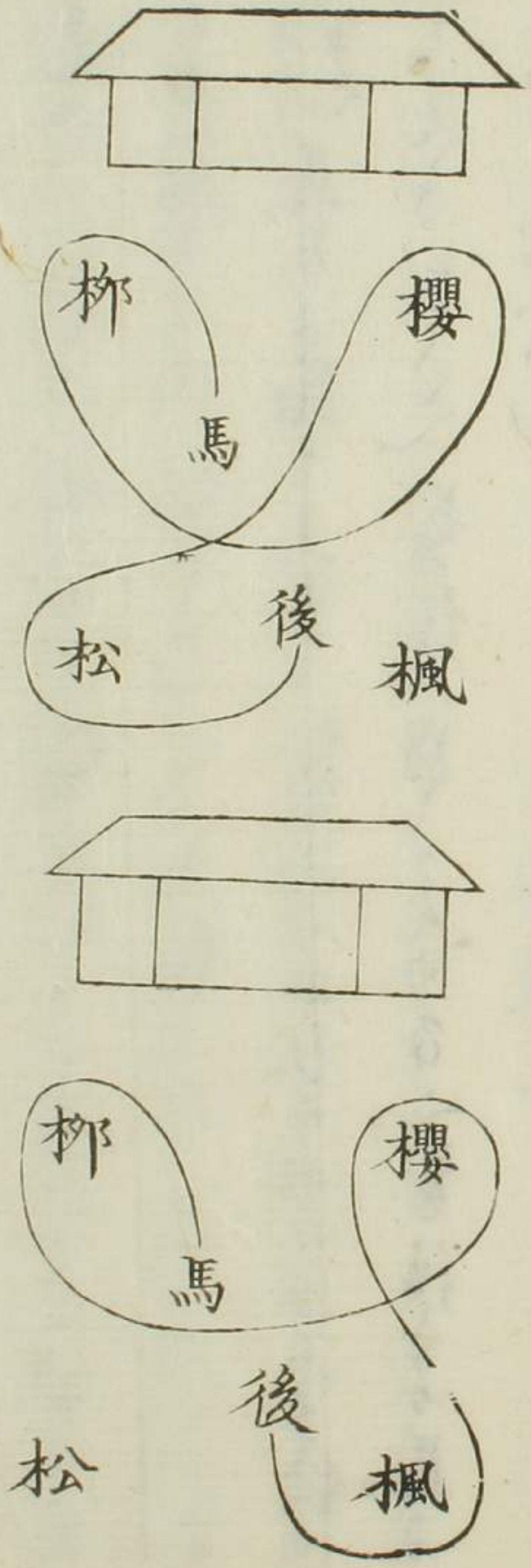
芳季堂院の本を
 除く事ありし目

○ 夏



○ 秋

○ 冬



一 皆和又ハ切として竹を立てる庭をてハ熱をこめてあま
 記をこらして二篇のべしそれもとあつとあつたありのこく
 いうやうにありともあつたべし又云雪の朝庭家のより一版
 大百の一番はあつた流のむしよあつた又同じ流をたつたあつた

ずハ一足も回返を察する何篇と教の足指振りの下
捕りのまゝ又ハ長〜短〜も目〜む〜以上先大補入
の分あり

一馬の鬃をぬ〜と云事舊記あり言の鬃を引ぬるを
ハあり言の鬃ハ結ハたるハ畧儀之野鬃を布式とす之犬
追物ハ鬃あり村の時分鬃由ハ〜言を鬃由ハ〜法
を引ぬきて野鬃ハ〜言を鬃をぬ〜〜
〜

一馬の足を止〜とある旧記〜〜
〜

一貴人の侍〜馬乗〜村ハ侍〜〜
〜

是禮儀之旧記見〜享保年中
有徳院様両番の侍〜〜
〜

時吉河を〜けか〜を〜〜
〜

公方様ハ侍〜を〜〜
〜

乃中せ〜ハ故実志〜ぬ由〜〜
〜

志〜ぬ人お〜

一神社を〜社を〜社馬の毛定〜〜
〜

乃時〜毛をハ断砂〜〜
〜

其社〜定〜毛をの〜社道家の外有識の人

事も尋れざる知りたる人ありあり今の上野一宮の
 神馬ハ栗毛ガチを關係ニ此國の人ハ元氣の馬ニホ
 ラズ又信州諏訪の神社ハ月毛の馬を忌むとい
 えり此類多うべしれどもこゝろく知る人あり又
 何れの毛と定めざる神社もあべし

一 馬ヲ養ふ馬を養ふことハ是れ別ありするハ養ふと云ふは
 一 馬を養ふ事ハ馬を養ふことハ其の口を養ふ事也

一 馬赤の事ハ河のせん中を赤と云ふ旧記ニあるハ赤トハ馬を
 養ふ事ニ報して赤を赤と云ふ事ハ一騎赤と云ふ事也

赤といふ事ハ赤トハ

一 屋世馬の事ハ蝱螂と云ふ蝱螂トハかまきりとも云ふかまきり
 のことハ屋世馬之尺素性来ニ蝱螂ハ正進ト云ふ事也

屋世馬といふ事ハ犬追物出法作彦ハ藤根のまきれハ
 里をもうある蝱螂ハまきれ也

蝱螂も蝱螂も同じ事也

一 馬の上かん中へん下へのめんの家ハ驛の家ハ驛の家ハ
 たけしと云ふ事ハたけしと云ふ事也

一 馬の上かん中へん下へのめんの家ハ驛の家ハ驛の家ハ
 たけしと云ふ事ハたけしと云ふ事也

論語郷黨篇云
 紅紫不以爲褻
 服トアリ朱子ノ
 注ニ襲服ハ私居
 服也トアリ私居
 服トハ私ノ家ニ
 常ニ居ル時衣
 服ト云フ事ナリ
 是ハシキニアラ
 卅ル常ノ衣服ヲ
 イフナリ

けちちと日記はあゝハヒツノ地道の多し晴の非日を襲と
 いふ俗なげはもされもと云初は同しるの襲道もたよ
 道を行く是あゝと云あり

物射馬といふ犬追物笠掛やなを射あゝハハ騎
 射はあれたる馬をさへ下地るとも云へ

澄をさゝとさうの志くよんづけんとも馬書は何れそ
 ぶうれ志くといふの服の才院のあゝあゝ弓馬故実を院と
 やうのさうとさうさう腹帯はゆひどありさうとさう院
 志くよんづけんといふ兼澄肉と書く又志くとも書
 志くともよびあり
 アブミヲウケルトヨム

神馬は四子の竹やうハ神佛の教よとあり

雨を祈り晴をいのちハ神社に納り馬の色を祈るを祈
 又ハ黒毛を用 黒ハ水のを 晴を祈りハ白毛を用 白ハ空の
 心 是ハ家方の故実く古歌又「神」もよむ 即く駒の色
 いろくせするもきく不丹生の川上とあり 位紀同書

弓馬故実よ書く云といふるの色は多し世にあまきいふ
 詞は書くあゝハ書黒毛あゝハ書白毛あゝハ書黒毛
 このまゝあゝハ書黒毛あゝハ書白毛あゝハ書黒毛
 色くくあゝハ書黒毛あゝハ書白毛あゝハ書黒毛
 の毛やと書く馬はいい種あゝとも耳の肉の毛はまを

丹生の神の社ハ
 大木の園ん

何れは必ずしも
かゝるものか
持て来た
杖つきの
のりか
綱を
ハ
バ
後代
と
あ
根柢
た
書
各
の

昔ハ馬は
あれハ
か
持
杖
の
綱
ハ
バ
後
と
あ
根
た
書
各
の

一 鞍つ不
一 鞆の
一 鞆の

一 鞆の
一 鞆の

一 鞆の

一 馬は

一 馬は
一 馬は

一 馬は
一 馬は

一 馬は

弓杖の日向外
き
あ
時
要
手
手
の
杖
の

乗る弓のゆるゆる時おとせぬふは子綱をとりくつてしま
 乃ゆゑあつてあつておる時お同但は依之審き真由通
 善書云云杖をつきお給弓と西の足と云ふかあつて
 傳者の足隈よりけりお給お折のあつてにきり強は白あれ
 きてやそおをさすをたへまはすにきりより一月社上を給へ
 つる上へ給へし子の外はあつておる時おあつてのこころ
 をまへし弓杖をついておるへし同うお持てい時さつれ
 の外へ入さしゆびとたかく指と云く指はうさつれ
 出へし強と云ふこの事おる云々

一 鞍並馬ヒキソエと引流と裸馬ハタカを引くと進物はきり古

代よりしるし番細進物の部を記す

一 かり法師と云は髪を切りしる言のゆゑ髪を切りて坊の
 扱はしるむしかり法師と云は源平盛衰記卷十四云
 伊豆守仲綱頼政の子本名馬のを大將宗盛のをきとて
 仲綱おそれと云いれて安らうむおめひりれバ競ひ引玉
 扱はしるむ小指毛を取寄せ髪をかり法師切し
 平宗盛入道と金焼して京へ向けんぞ放川と云
小指毛ハ頼政の赤臣渡辺競勝口と
よき平の宗盛より強りし馬あり 弓馬故実より南世髪を切る馬
 をかり法師と皆人のいある中いふまじきる髪切
 するも又いふかこも云ふか長くありたるをバ小い

山岡明阿云法師
 髪今昔物語は
 見より法師髪
 ハ今云かりたて
 と云おるや
 金焼ハやきりま
 をあつては常
 あり

蓋掛射多辨拜記
云鬚切りの馬は
て物を射なるに
但たこのいづれは
て少老後あるに
可射と云く

かことも云く又云馬の鬚ハ新鬚やりわうし二品也

新鬚本儀之やりわうし又云く結鬚 是ハ新鬚の先をのりて六寸牙

押し切又管鬚とも云鬚の先を一寸牙丸鬚 か

三十三は結鬚とも云 押し切又管鬚とも云鬚の先を一寸牙丸鬚

切て又左右より先をさぐるに形くりのいりは修る故あるべし

小さい鬚のふさき はばあくあれども熟名鬚切るとる

やうり本儀之故実 又云くはうしと云より鬚切るとる馬と

ある意と云く はうしと云くは本式ハ新鬚能くべし

一 飛弾弓惟久 土佐後陣の祖 意のきたる後三年合戦の後の

驂馬武者の禮乃と云く今世の人のくは新のめく之皆の

茶外へ出さう鬚の内へ皆のまお踏込と云く禊よと云く

むくらう馬と云事古もあうし源平表記卷廿三 平氏

下ル案 又云馬といハ情勞馬の免角つとらひ胡れハ糸

出けうらうと云首をわが持鬚はうらうと云くや鬚換

て物の用と云ひびと云く

一 馬の旋毛の吉凶の幸和漢古今正沙法を事あれども

抱いすひと云事之馬ハ足と云くして何もく世なきハ

吉と云かるとして色くらせあハ凶く以外は吉凶何と云

うと云く是れも人のもと一遺物と云くハ旋毛の凶

ふハかると云く我索料ハ旋毛はかると云く

寛正日記云公方
標馬と注文
内はトハ差當
たり和斗と云

一引馬と系替は別のもう法家内用抄に引馬と云ふ所は
 引をいひて惣て大名のこゝの先へひつせられし馬を云ふ
 鞍おむしをうけてひくこゝに先ありてハ流もてつて系
 也引馬のもう大名あるべきも、其に代乗替ハ跡之と輿
 の先へ引ハ引馬之輿の跡に引ハ系替之右ハ室町將軍
 時代の多し謙倉頼朝の跡に先へ牽を系替と云ふの
 次ハ牽を引馬といひて東鑑卷之十一に頼朝に建仁二
 年辛丑二月四日二和時頼朝の行列を書きしに引馬引馬
 先達次先陣隨兵次歩乗替次童一人次法引馬次出甲
 若次若次右大将家頼朝次中調度俊成次右右後後次次後陣後陣

随兵此次才也

一禮馬乃多諸家内用抄に云々番は供の先へ引く馬也
 禮馬レイバとて他國へ引せり又云他國へハ一番禮馬とて系
 替之次、弓持のうらうら次太刀もきいたう大方は之
 引出物ハ馬を引る耐牽て出るハさし繩をさして出中門
 の外をさし繩をさして馬を扱は人の初より手綱を
 持て牽き出まると綱ハ端をさして持つ委細の多ハの出
張記雲霞集
 弓馬故実ホスるにさし繩ハ弓のせし道をあはし引るむらあり
 依之尻綱ともあり繩とも云ふ繩とも人の先へひくあり
 渡りも請れるも手綱をさして貴人主人は手綱を引りて
 可も手綱を引て是武家の作法之又云家々も同

東鑑卷卅
 黒茸毛
 白鹿毛
 同卷廿一
 黒糟毛
 赤茸毛
 白栗毛
 黒尾毛
 同卷卅三
 鹿毛
 鶉毛

事心概美慈葉一条抄政兼良よ云賜涉馬阿降自中門切
此作の書
 妻徒マアシニテ跪指笏或懐取涉馬上手綱或下手綱見玉向涉
藤曆仁元年
 所方一拜隨身置弓付上手下手綱引右手綱引私按馬右ハ上手左ハ下手也
 渡武家右武家と云ハ室町殿謙倉頼朝御の時代
古代の武家
 差繩を取て受衣渡又之東鑑卷九文治五年巳
 酉六月廿日ノ條大庭平太景能志為武家古老中畧賜
 涉既涉馬置鞍小山七郎朝光引立庭上景能立緑朝光
 取差繩端下投景能景能居清取合取郎従二品
 入涉之後景能招胡光賀云吾老耄之上保元合戦の時
 被ル後不行歩道退合雖拜領涉馬難下庭上之處被

投繩思其芳志直千金二品又感朝光所為給之右
 ハ差繩を渡按ルニ前ニ記シタル曆仁元年ハ文治五年ヨリ五
十年ノ後也僅ノ年数ノ間ニ手綱ニテワタス
ト手繩ニテワタストノ違アリ但京ト田舎トノ風俗ノ替リ故
前ニモ云ユトク京都將軍家ノ時ニハ手綱ヲ取テ請取ワタシ
有シ也鎌倉ノ時代ニハカヤウノ禮法
モイマタトハハサリシニヤ
 一馬の鬚の白きを雪ウみミと云々夫本抄原仲正の歌
 よハ山ノの花の白きを雪ウみミと云々此の言はるる
と云々の卯ノの花の白きを雪ウみミと云々卯の花の白きを雪の
言はるる
 馬の毛色考はずあれ○くらげハくらげハくらげハくらげハくらげハくらげハ
 のひむらげハ○あくらハあくらハあくらハあくらハあくらハあくらハあくらハ
 びたいハ○くらハくらハくらハくらハくらハくらハくらハくらハくらハくらハ

一 げ ○ 阿のくろをい さくつ 阿といふはひいこあひのくろをい
といふはひいこあひのくろをい まふ 阿といふはひいこあひのくろをい
といふはひいこあひのくろをい まふ 阿といふはひいこあひのくろをい
といふはひいこあひのくろをい まふ 阿といふはひいこあひのくろをい
といふはひいこあひのくろをい まふ 阿といふはひいこあひのくろをい

一 源順家馬毛名款合の言の毛を シラカフ 源順家馬毛名款合の言の毛を
毛 ニシカフ 源順家馬毛名款合の言の毛を
毛 ニシカフ 源順家馬毛名款合の言の毛を
毛 ニシカフ 源順家馬毛名款合の言の毛を
毛 ニシカフ 源順家馬毛名款合の言の毛を

一 細長く白きを志やひたると言 笏の形の如くひたると言
細長く白きを志やひたると言 笏の形の如くひたると言
細長く白きを志やひたると言 笏の形の如くひたると言
細長く白きを志やひたると言 笏の形の如くひたると言
細長く白きを志やひたると言 笏の形の如くひたると言

一 宗集志新井源伸正 ソキシロ 宗集志新井源伸正
宗集志新井源伸正 ソキシロ 宗集志新井源伸正
宗集志新井源伸正 ソキシロ 宗集志新井源伸正
宗集志新井源伸正 ソキシロ 宗集志新井源伸正
宗集志新井源伸正 ソキシロ 宗集志新井源伸正

一 白毛阿の言今世これを位牌 イハシロ 白毛阿の言今世これを位牌
白毛阿の言今世これを位牌 イハシロ 白毛阿の言今世これを位牌
白毛阿の言今世これを位牌 イハシロ 白毛阿の言今世これを位牌
白毛阿の言今世これを位牌 イハシロ 白毛阿の言今世これを位牌
白毛阿の言今世これを位牌 イハシロ 白毛阿の言今世これを位牌

一 笏の字サクともシヤク サク 笏の字サクともシヤク
笏の字サクともシヤク サク 笏の字サクともシヤク
笏の字サクともシヤク サク 笏の字サクともシヤク
笏の字サクともシヤク サク 笏の字サクともシヤク
笏の字サクともシヤク サク 笏の字サクともシヤク

一 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠
公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠
公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠
公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠
公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠 公方極殿 北畠

馬屋のり三光
院内府元元
馬具の部より
見合へ

ハ常此は厩所と此對面所との間は三間のほる厩あり東
の法門の前は西むきは捨き宿の法馬屋より上二ふまを
廊下つぎへけちあり版うけとて手繩のことくうち
ませくみきき尺ぼうにいつくあゝの端を黒皮を
ゆひて後うけはまもひ付を黒く是を百よきせらるひ
あゝ巻ハ版うけもあゝくよるハ布をき手繩をきせら
屋ハ法馬屋の老せきよつくまひ志うり杖とがちとけを
ひ志やとをげはをきよる向て右は之次郎四郎西人仕配
ゆゝゆゝ 又まゝらふハ各はまらふ
根ハ、庶あり

之大名も同前

一 眞馬の事 右同書は眞馬と申ハ正月五日は法園より
糸山を此あゝく此隠身衆入る内ハすの里ハ此屋を衆あゝ
物とありゆゝ引てまのりゆせき眞馬ハ此屋よりみつき
物とありゆゝ皆は方の此所へ糸山を此方此覧者
禁裏ハ献せらるゝ内ハ内裏をさそ
一 笠魚犬追物流瑞馬此物ハすを鹿子足カノコアヒを會て射る之麻
子足と云ハたゞく是の物とたゞく是ハたゞくは鞆を
まづく拍子せり 麻子足ハ拍子の名たゞくは飛あり
麻の老る是の如くありゆゝ麻子足と云ハ此物と

細川澄元は
此馬の事
走り常の替
古まはだく
てまゝ
さゝり
ハ今唱麻子足
あり

馬子足と云名
目ハえハナ

飼ひ立てたゞ是より長くは多ありこむ之若足二つを一夜
より上てく飛ハ足つひ
狩の時もかのこ足あるへ〜也がらハ
かけ足と云脱ありあやまりある
〜やぬまのあせりけ大追おを多上のこす物と云こつと云ハ
同数のおこやあまのあせりけのこ足をもあ用するいもいあ〜

一馬を猿を養ふる大和本草云馬経厩母猴を産
馬乃疫癘を除くと云り 潜確類書曰猴皮碎馬疫
本邦も猴ノ馬病をさる夏を忘れり又東晋の趙固將軍
甚愛スル所ノ良馬死ス趙固是ヲ惜テ賓客ニ接ラス郭
璞ト云仙術ヲ得タル者河東ノ乱ヲ避テ此ニ至ル門ヲ守
ル者シカト語テ内ニ通セズ 郭璞カ曰ク吾レ能馬ヲ
活スベシト守ル者驚テ入テ白ス趙固趣出テ云ク君能

吾馬ヲ活サンヤト郭璞カ曰健夫二三十人ヲ得テ皆長竿
ヲ持シメ東ニ行コト三十里ニシテ丘林廟社アラハ便テ竿
ヲ以テ赤拍ハ當一物ヲ得ベシ急ニ持テ帰ハ馬活ント云
趙固其言ノ如クスルニ果シテ一物ノ猴ニ似タルヲ得テ持テ帰
ル此物馬ノ死タルヲ見テ便其鼻ヲ嚙吸ス頃アリテ馬
起テ奮迅嘶鳴スル事常ノ如シ又向ノ物見ユズ趙固
大ニ称賞シテ資給ヲ加ヘタリト云右搜神記ノ趣也又
漢事始ニ云東晋の大將軍趙固ウ象ノ不の馬暴死
す將軍これヲ悲シむ甚ク郭璞これヲ以テ我ニ此
物見ヤんとて數十人をもつて竿を持メ行事二十里

一 一獣をほりて其形猿の如く持御りて馬の首は並
被獸鼻を以て馬を吸々々馬起て滑り事故の如し
將軍甚悦べり今獼猴を以て馬尻の中は置くや
是より起水りと獨夷志は出たり

一 あがり馬七音馬ト云後足フツミに繩さし指犬追拍政情記
若足フ上ケテ去一立ツ

一 まちあがり馬ハ繩をさすべし腹帯は繩を入れて
引返す前足二足の首へとりてくつるふらむあり

一 強くつめゆハ先へ馬ころがてて就程らぬよ了仕古キ
馬ニ

一 此種ヲエカキタルアリアガリ馬ノ繩ト云事ヲ知ラヌ人ハ不審
ニテ竹ノ丸ノ繩ソト云アリアカリ馬ヲアカラセヌ者ノ繩ナリ

一 おろし馬ハ馬の足のもこび拍子の最後の足を一度は

もこび拍子の後の足を一度はもこび拍

子の足をもこび拍オロアシ子の足をもこび拍

ハおろし馬といふもの馬ハ足を四拍子とこ

が細あり足つひひおろしのるハ足を二拍子とこ

びて足つひひおろし大まのありおろしのるは

おろしといふもの此の名にこる

一 ひひし馬ハ常の足つひひのるを云おろしのるは對

して云名目ひひしひひしの略語ハ常足とも云

是とも常といひし此等のもこびやうハ虎のお足次ハ虎

の後足次ハ虎のお足次ハ虎の後足は試穿拍子

またがしおの歩指をた是と云 シの字はつりて
云層のうじ

一 つま馬といかくりを言つる上げたる如くして手綱
を引つてやが 行く馬を云衆人をつれす言ひ

一 こみ馬とい屍こにしてあと志をりし引出る出せし言ひ

一 いりりるともいかにも言ふも云ハ先へ出せし言ひ

一 いのちり言ひる言ひあはれ先へすまぬし

一 ハツ神子綱と云る犬追物出法作 落書は有り衆言方

一 書く云書 小笠原刑部大輔
信綱記ナリ 手綱のみもあきれし言ひ

てみどかきつりし手綱を去く取れてひぢれ後へする

と云ハつむらたつあつひして日りき言ふ言ひ 掛ハツ神子ハ
朱印違ひ

の傍はあわりの腰またきき手綱をハツ猪付てらるゝとめ分り
あつる言ひもくしてか手をとくくハツかろいぬも云もハツ神を
たたくひぢの形は似る
あハツむらたつあつひして

一 馬は鞭お事ハ犬追物ハ後をお只の可ハ後をおハ

見あしき言ひる龍のひら首をてお又言のまはり言ひる

言手言手の後をおくか言ひる言ひるの言を言ひる言ひる

竹馬記 お波伊豆守利綱の家記
この書ハ永正八年の書 言えたり凡馬術の古書

鞭の歩指あき言ひあれも今世の人ハ歩指を言ひる言ひる

言す口まられたる言ひかけ是を衆の言ひる言ひるを言ひる言ひる

馬の衆入指言ひる言ひる言ひる言ひる言ひる言ひる言ひる

細長き言ひる言ひる言ひる言ひる言ひる言ひる言ひる

個ひんを馬もくせあきうめくこめを指すて人の足物をま
あして中世あつるを買て衆入てるあつる賣つんとあつる
今世のる衆のま意と且るの足あつる地道あり。かけの
三おより外あり細長き馬場とて名のこぶ斗り衆入り
るあつるハそれのそ危へて外のを知らぬゆへに左右へお
返しく衆廻り俄と足をつつひうめらるる又馳さるゆへ
つる上りて兵具を持ち振廻り敵を左右前後へ追ひ川
かへつる戦場のまきまきあつる又追物の時火のにまき
はほの追ひけ又検見よ衆をかけられて俄と馬を衆ま
留るるいあつぬこ是言の歩み別ぎるうあつる古の衆入指ひ

相廣の馬場たてうち日てるの足をさあつる衆入多也
古の足あつるいけつる今地道ゆへに今此りもやむ意あり
けつるそだく足と云ふ名のそや衆ありか
たつる衆あり俄と足あつる衆あり多意をさあつる
馬上にて兵具をつつひうを射る左右前後へ衆廻り敵を
追ひまうつるゆへに戦場の用はまきりるを
あつる意と云ふゆへに追物をさつるは是つひをさ
へ習つるゆへに馬を賣つるあつるせず是あつる上の衆
形を人の足物とするるをま意とせず今世の衆方戦場
の用はまきりるゆへに近年軍馬といふるを志出つて馬

馬の兵器をつつふも馬をよれども意志どけあきまひて
戦場の用は志願しとも見えぬ元來武士の言はるハ戦
場は用んる為あれば別は軍するも事ハあるまじき事あり
然るも別は軍馬といふ事をこころ出たるハかうも事也
古の衆方の書ある衆方の繪圖をみて捷く細き言場
まてハ古のゆくの衆ハあしぬるを考へ知るべし又馬は人
をこころよる事也是の筋を切るもむろ病の病是の如
く物もあつて是の如くつくるハ戦場の用はたすまへを
みるかどを好むハ人の為の兄おと賣る事をまよる故に
うくばり此等 ^{書名}衆馬方の事よきつづつだてん

事なきなり今世だく是と云ふは一回一按よりくハ
馬の流しは法は六法くハ尻を鞅をつくハ
あつと云を略してと云ハ尻を鞅をつくハ
是ハ云ふハ是ハ馬の尻を鞅をつくハ
一 福にあはれり回書は云福と云ハだくハの指はて猫
のさるやうありハははを云
一 法はむいさるハ回書は云付まひハ衆時のけむ
を中につるるとハ衆ハ人の方ハよるを云ハ一ツハ人ハ
まろくハ云ハ按は法けハ衆ハ志の時馬ハ衆人の
方ハ志あり付て衆せぬハ志ハハ衆ハ志ハ衆ハ志

馬が此より先を捕りてきりす終る

一馬を養ふの卒意を能く知べき事馬の野を出生して
野の草を食して生長する物之草ハ草の天然の食物之草が
飼料ハ草を以て身一として精意ホハ草次として少飼
べしぬき水ハ草強く肥す^ニ瘦む^{ヤセ}て是健之馬を
多く飼ハ馬大ニ肥過て身重くと遅く息を切り
やき馬ハ是物之備少くは滋養軍用の為は養ふ者
此等又見物をもよくし肥りを懐か武事ハ味さあり
又厩の馬は冬ハ得入る倉を着せしおくり馬ハ
野にあり可食をきりおろし倉をきせしるの身を

かこぶすれが強くなりて軍用ニ立がし能るの天性を
知るべし

一馬を將軍家より一道上ハ鞍置馬ニ添て裸馬を道上
走らば是を引副と云ふ今川了俊大双紙は馬を道上
走らばハ鞍置馬一足付けし馬一足引副と号す
年中行事 繪朝觀行
韋卷ニ饒馬唐鞍ノ具ヲ饒タル御馬ニ足次ニ裸馬ニ轡
銀面尾袋ノミカケタル御馬ニ足韋タル躰ヲ画カキタリ

一馬を養ふに於て是目より手繩を以てひくと手繩を以てひくと
是列のり今川家記抄云孫倉將軍の元三の境飯の馬をハ
手繩をおかけて中手繩を以て牽きし時付けし馬ハ一の
は馬の如く二人して牽きし普通の役を以てハ一人して引事

あべ〜法口をさすは馬の如く何れ引玉也
 の馬ハ引手系り此の如く法口をさすは〜とあるの
 正面又立向の西のつらこのむつを
 えてるをわけて之は是をさすかまし
 今川大草子云挽飯の條は馬を建
 又ハ鞍並馬一疋引副と号之役人ハ従
 百鳥帽子然き〜と未を結て一か〜して袴のわく
 たちをさす様で引ておあせの手繩を付て下子の者了
 引き〜下子ハ中間の役之引副のりハ始の役人同曳之
 是下子の手繩を〜おあせの手繩とハ白杖只一人引ゆ之
若妻併之をの布を
 之より又おひさる繩之幕の手繩の如く挽飯又遠上の馬ハ手つゝハ鞍手
 おつけて並手おまをたは又付て引てるのたを上子〜左を下子と
 上子ハ侍の役を引下子ハ中間の役之中間のりをさすたは
 下子の者引す〜下子繩のりハ内目より〜下子繩のりハ内目より〜時二人を引

也是ハ下子〜中官ハ退て侍一人中官ハ退て侍一人
 下子〜常ハ下子おもて引るあり常ハ下子おもて引るあり

一 馬場と云各目上古より〜平城天皇大同二年五月平城天皇大同二年五月
 壬辰鸞輿晨駕臨御馬臺云々又桓武天皇延暦廿二年
 正月己巳御馬場殿親射云々類聚國史日本記畧さればされば馬場と云馬場と云各目
 又ハ馬場何り〜殿亦馬場殿と云殿亦馬場殿と云各目
 久〜と云と云

唐土二木馬ノ名見
 エハ性理大全六十四
 宋孝宗ノ弟三皇子
 曰孝宗是甚次弟
 英武劉恭甫奉事
 便殿嘗見一馬在殿
 庭間不動疑之一日

一 木馬〜古代之書古代之書よ所見あり慶長以来の物あり
 其證ハ高橋あ藝者好云子綱切掛と云也天文の云我天文の云我
 木一族ノ高橋小四郎と云ものあり世ハ後ハ藝能藝能
 をそのお不〜いともいともをハ帰業申年たけて余ふ

問王公明公明曰此
則木為之首方機
之脈即御之以習操
鞍騎射故也云々宋
孝宗隆興元年ハ
本朝二條院長寛
元年二當ル

名をあげりきりをもあひひるふとふくうけを作りて女の
座敷よきき不斷女房は口をとりてせきくは文より
考色ハ木よりあつハ馬不と小鞍うけハ作りきき木
馬あき隈校めは十訓抄ハ木宮の名目出たれとも
是ハ罪人の具して木馬の澄は取りて

一 葬禮の引馬の事 元太記云 万松院義晴公江州
元太山在陣事ヲ記 葬禮方

の事坊ハ松田九郎左兼門頼隆治たり 義晴公の門後
ハ松田對馬守盛秀之先法先ハ白鶴毛ハ太逞ハ鞍ハ毛
にびきの鞆ハけ澄の内ハあるハきハ漆ハ塗ハてハ獲ハはハりハやり
あるハとハ足ハをハりハ先例ハとハ伊勢同右のハものハはハりハをハりハきハりハ

兼炬ハ葬禮の時
たいまろハをハ持ハりハ
備ハへハ

ありしハ新婦ハ 儀ハきハ事ハどもハあハりハをハりハ既ハのハ舎ハハ
よひのせき伊勢次郎左清ハ耐ハ友ハ清ハ一人ハ素ハ服ハをハりハ涉ハ
つるハ添ハてハ火ハをハ三ハ夜ハめハりハてハ後ハハハ馬ハをハりハ兼ハ炬ハの
人ハとハ多ハ例ハとハ妙ハ安ハ和ハ為ハの中ハ留ハ小ハ後ハせハをハりハ別ハ方ハとハ共ハ
出ハよハりハ 貞丈云ハひハきハハハ純ハ色ハとハ常ハてハ籠ハをハりハてハ尻ハをハりハいハりハか
うハいハおハもハうハいハ皆ハ籠ハをハ用ハひハ綱ハ股ハ帯ハもハ同ハ色ハ之ハ鞍ハハ
思ハぬハりハ無ハ文ハ流ハの内ハもハ馬ハハハ澄ハのハうハけハやハりハいハきハすハりハのハ頭ハをハりハとハいハひ
けてハ御ハるハんハはハ内ハハハむハけハてハをハりハんハりハもハ達ハらハりハもハかハらハりハ
者ハとハいハふハもハはハ常ハハハ思ハつハてハをハりハるハハハ必ハ殺ハをハりハんハはハ殺ハ
ハ馬ハとハ凶ハ事ハハハ事ハ殺ハあり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

馬具の部

一 古ハ朱ぬりの鞆又鍔の月馬くぬり紫のちうぶひ
 茶をハ人のせぬる之旧記をて知べし今ハ人々心さう世々
 ちをて又手綱を古ハ布上柄を添くるを月ひく之たハ
 紫のちをぬらんあを月をて古ハちうぶひ茶をぬひし
 馬具も武具も台ハ故実を忘失ひしころありし
 一 赤うねりの鞆と武靴記ハ何ハ朱うねりとぬりた
 る鞆の子之又蓋目を赤うねりぬりぬりぬり朱うねり此
 りよあしすぬりハちうぶひの鞆もあしす
 一 馬の鞭をむちと云鷹の鞆をハぬちと云鷹と云子

唐のむちハ先ハ
草緒を付るもの
草と申す也(馬
の皮はつこめい
アこ背をいこの
也唐のむちハ此



草

説ありハ説非ありるの鞭をガと云ふは唐の
藤鞭藤鞭と云ふは外古書なるのガと云ふ
いふもなり(唐の鞭ハ以て何の本ハあきさる之鞭ハ此
物あり最と云ふハいふも本名、唐ハ何と云ふ古
本ハ一口口ハエ細ハシひき背ハシをきく唐ハ何と云ふ腰ハシと云ふハ
鞭ハ此と云ふハ馬の鞭ハ何と云ふ物あり何と云ふ
何と云ふハ何と云ふ草ハ何と云ふと云ふも云ふたる
唐の鞭ハ唐を申す物ハ何と云ふ唐の何と云ふハ何
と云ふ物と云ふハ唐ハ何と云ふと云ふも云ふたる
鞭ハ何と云ふハ馬の何と云ふを痛めて云ふハ何と云ふハ何

肉斗をいふは骨をいふといふはむちハ何と云ふを云
て少持つやうといふハ虹形ハ何と云ふ古書ハ何と云ふハ何
と云ふと云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふ
いふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふ
たの口の何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふ
うんハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふ
おびヤの何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふ

つら切付と云ふ白き防已防已ハ藤ノ皮を組組ハ作る切付
うんハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふ
あをうすといふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふハ何と云ふ

はら切符の付引目皮の増子を用ゆつら切符も引
目皮の増子も増あり付引必用ゆこの人の知るは

一武雜記はつら切符の多晴の付用は縁をかきいぬを
るるハ不及見ゆ家の紋を多く増してつら切符はたつびの
付引必くつら切符はよく三好高成成記をつら切符は紋
つら黒漆筆何縁縁はよく或人合つら切符は筆はハ
あつた首首を組たる物に筆ををる古き縁
もつら切符はつら切符はよく正流あり家西家の時代はつら
切符といひつら切符はつら切符はよく又貞衡流白き縁はよく包む
も白せいこうも首首を組たる切符の代りとおかしくつら切符はよく
つら切符はよく首首を組たる物に筆ををる古き縁
もつら切符はよく首首を組たる物に筆ををる古き縁

武雜記はつら切符の多晴の付用は縁をかきいぬを
るるハ不及見ゆ家の紋を多く増してつら切符はたつびの
付引必くつら切符はよく三好高成成記をつら切符は紋
つら黒漆筆何縁縁はよく或人合つら切符は筆はハ
あつた首首を組たる物に筆ををる古き縁
もつら切符はつら切符はよく正流あり家西家の時代はつら
切符といひつら切符はつら切符はよく又貞衡流白き縁はよく包む
も白せいこうも首首を組たる切符の代りとおかしくつら切符はよく
つら切符はよく首首を組たる物に筆ををる古き縁

昔もつら切符はつら切符はよく正流あり家西家の時代はつら
切符といひつら切符はつら切符はよく又貞衡流白き縁はよく包む
も白せいこうも首首を組たる切符の代りとおかしくつら切符はよく
つら切符はよく首首を組たる物に筆ををる古き縁

一ハせんといふ赤きわらせんのもつら切符はよく正流あり家西家の時代はつら
切符といひつら切符はつら切符はよく又貞衡流白き縁はよく包む
も白せいこうも首首を組たる切符の代りとおかしくつら切符はよく
つら切符はよく首首を組たる物に筆ををる古き縁

幸よあるまじ羅紗のありて

一 赤き毛纒の鞆履の事又火纒の鞆履とも云系於將軍
の古物あり故に時代禁制之赤き羅紗の外の色をも撰み
不用之け毛纒といはれ世のわうせんは阿るげと世羅紗と
云物之異國より渡り物也（平八の用事ありと云）此は
免ありて用之と云序内書引付云

以引付ハ伊勢守
貞忠調進引付

此ハ赤き毛纒
免の序内書云

就白傘袋赤毛纒鞆履復序免之儀太刀一腰 貞守
家助 馬一疋 茸毛下
雀目結 鬘眼五疋疋到未目出也

八月十日 太永二年ナリ

三雲源内在事のり

是ハ赤毛纒也
之云ふ下りのゆへ
んは免の序内書
あり

為白傘袋毛纒鞆履免之禮太刀一腰 貞守
馬一疋 河系毛下
あ目結 鬘眼五疋疋到未目出也

六月十三日

浦上掃部助とのり

一 松浦き波吉先祖は義教より火纒の鞆履は免と云
に緋羅紗と云色たるくかむを在らずて用を云ふ五
大双紙と云赤きわうせん之鞆履は只方極は物の外を
大名陸分の流ばう古ハかけられつる色の整りたるをも
誰もうもひげちやゆき

一 唐ひらの切付と云も毛纒の切付と云うせんのみあふ

平家物語卷の五

忠清ハマケの馬

マゴ字テケル上

徳ありおかけ

テウハア

上堅抄云鞞ハ中

ぬきありありとい

一名をハ袋あつち

レハ云坂束鞞

とも云貞丈云

鞞といひ袋と云

ようてコルハ

コサの紐の袋

コサの紐の袋

徳ありおかけ

平家物語云
あつちあつち
る白つちまんの
あつちまんちや
あつちの山吹
あつちをよけ

ある事ごとく七のうらゝぬの事し

一 かづきありといハ上徳園より由る名おのこ彦洲往来上徳
鞞とありコト外旧記はハ名何り謙倉將軍宗尊親
王の時謙倉ハ内記兵部左衛門の故実を注述云
彼家代ハ上徳園ハおのけけまをまけと東濫又兄たり
おもも志やといハむんどう志うといハの事といハ供承実記ハ
兄えうろ坂束鞞ハ上徳ありといハの事あべー系として綴る
故ありありといと云ん

せんぢやハ鞞と云ハ大がさ小がさハ惣名ハ延喜式彈正曰

凡六位以下鞞鞞總不得連着但聽若鞞ツラシリガイフサ衛ツナヒツクルコヲ及後末ユルスツクルコヲソツヂ云

ハ心ハ延喜年中の法ハ六位以下ハ鞞の総フサを並行して行
たりとハ用事事をもとされず但鞞のこの所ハ鞞の端と

ハ徳を付くる多ハ徳免と成とハ鞞の過といハちぢの

所をフサ連着の二字をせんぢやといハみハ徳をいハちぢの

あつちつちねえあつちハ連着ハ大がさ小がさの西亦有

大がさを厚がさとも云ハ錯抄曰古鞞千イサハ徳短道

代鞞甚大ハ徳長シシハ徳ハ上古ハ小徳として後大徳ハ

出来たり物也又鞞の過ツナフサハちぢ可ツナフサ能ツナフサくツナフサるツナフサをツナフサハ過徳と

いハハ枕義葉葉ハ連着ハ小徳過徳と見ハをり延喜式ハ

鞞ツヂ衛ツヂと物ハいハちぢ

建考
世俗淺深抄ヲ
見ルニスハシリ
カイ赤ナク草
ニテ縫タルニ
違ナレ楚鞞ニ
至草付テ産
鞞ノ具ニ用ル
事見タリ

楚鞞カハシリカハ物ハ詳ク以テ飭抄ニ楚鞞ノ名元元テ赤滑式
ハ朱漆廣サ一寸四分兩方長サ四尺二寸ありてこれハ草ニテ總ニ
作りテ鞞ニカハシリカノ木ノ枝ニテ作りテ楚鞞草ニテ
作りテ總ニカハシリカノ木ノ枝ニテ作りテカハシリカノ物也
一 遠江カハシリカノ遠江ノカハシリカノ草深ノカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ

一 カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ

上古ハ緋ノ鞞
禁制也延喜
式ニ見タリ

一 カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ

一 田記ハ馬ノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ
カハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニカハシリカノ草ニ

七寸と書かへしははきりしは 又三寸と書てははきりしは
方の長さ三寸五分とあれども
 を捨てた方をあけて三寸と書くとも五分説むりし
三の字をうらとむすの字まじりてはきりしは
 と云はるる己の者ありしは京備お智持清入道清元のお
 墨れしうりおの墨はおめいを海軍か年のおれしは
 と書れたる又弓馬故実の墨はひつてをうりはきりしは
 阿の墨はとの墨と書くとも同筆之清元入道らりこの墨は
 寛徳元年十二月十日あり弓馬故実を書れしは伊勢乃之御
 在東の刺真順ハ天文永祿年中の人之寛徳元年より永祿
 元年とい百十年程の間之古におめい海軍を承るは
 としは 後より遠くはきりしは

寛徳元年
 十二月十日
 伊勢乃之御

ありしは 名も 石審負丈と云はるは きりしは 継之ひり
とむらひのしん とけみと云 終ぎた ころは きりしは
 初し合て水竹の二字をあて字は用ひきりし
 一 おの総たるを 名目古よりあり 義詮と云系図記お
 厚徳の尻鞆に て 虎を分け二行を 又 総あり
うとげり も 義教 元服記は 昔 古
とむらひ とい むらび とい むらび とい むらび とい むらび とい
とむらび とい むらび とい むらび とい むらび とい むらび とい
 一 おのけ とむらび の むらび 道照愚草 とむらび の むらび

一 三がいと云詞古のあり古書ふハ鉄とて云がいの熱名を

たりも有り又面掛胸掛尻掛と云鏝抄ニテリ又掛ノ字かけも

かきも唱え一ケ音相通あるおおもひむあがいら

ふいとも云お後代三といふ云智たりと佐野三といふ

これといふも云世用之下野國佐野庄より作り出

又佐野の西の方温垂まきといふ所より出をきふたれ三が

いと云のなり

一 五六掛鑑のり 光大回ハ雜記ハ書戴墨れたるハい

五六掛の正流を悟られりハいハの推考の説あれハ

ハ及割りありぬ貞丈翁後ハ五六掛鑑考といふ

冊を著し終ふ其の全文をこゝに記す

五六掛鑑考

○ 五六掛ノ鑑ト云ハ鉄ニテ骨ヲシテ木ヲ入タル鑑也何

故ニ五六ト称スルト云ニ諸説區々也其諸説左ノ如シ

○ 或云鑑ヲ釣リ置テ五六三十貫目ノ重リヲ掛テ試ニヤナイ

葉伸ルヲナシ故ニ五六掛ト云ト也貞丈云故伊勢因幡

貞域ミラガ弟子伊勢浄齋云鑑ヲ試ニハ三十二貫目ノ重

リヲ掛ルトゴ右ノ説三十貫目ト云ハ二貫目下足也三ト

二貫目ナレバ四八也五六ハ非ズ右ノ説用可ラス

○ 或云鑑ヲ釣リ置テ五六三石ノ重リニ掛ルニ擗葉

伸ルナシ故ニ五六掛ト云ト也貞丈云此說前ノ説ヲ
轉變シタル也用ベカラス

○或云鉄五分木六分合テ作ル故五六掛ト云ト也貞丈云五
分六分ト云ハ何ヲ以テ其分量ヲ定テ云ヤ詳ナラス此
説モ用可ラズ

○或云昔甲州五六ト云里ニテ作り出シケル鐙ヲ五六掛ト
云ト也貞丈云甲州支配御代官ニ尋問シ五六ト云地
名トシ此説モ用可ラズ

以上皆異説也

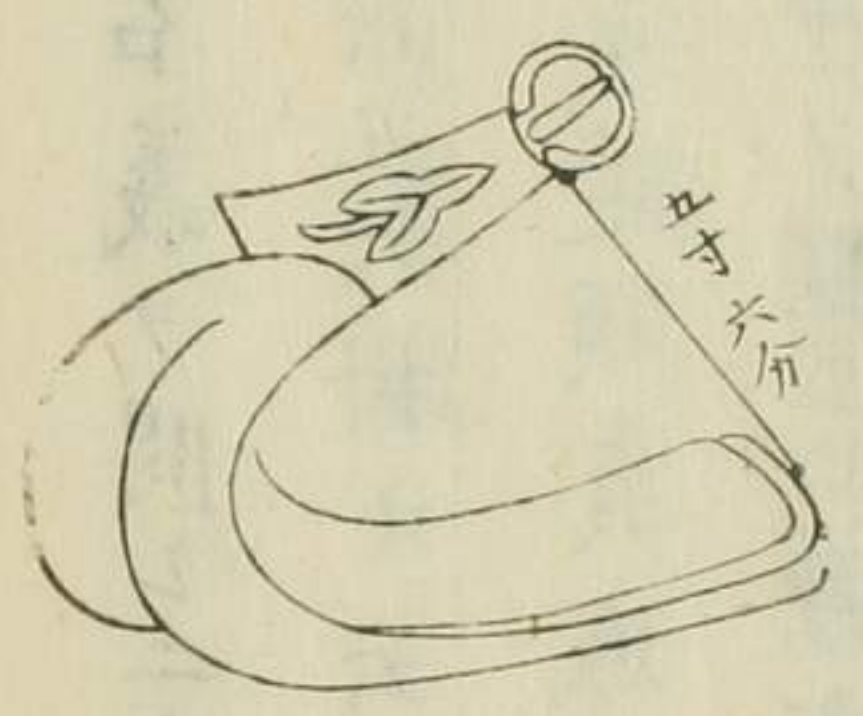
○貞丈先年元文ノ比伊勢因幡平貞域

大坪直弟鞍
鐙作之正統二

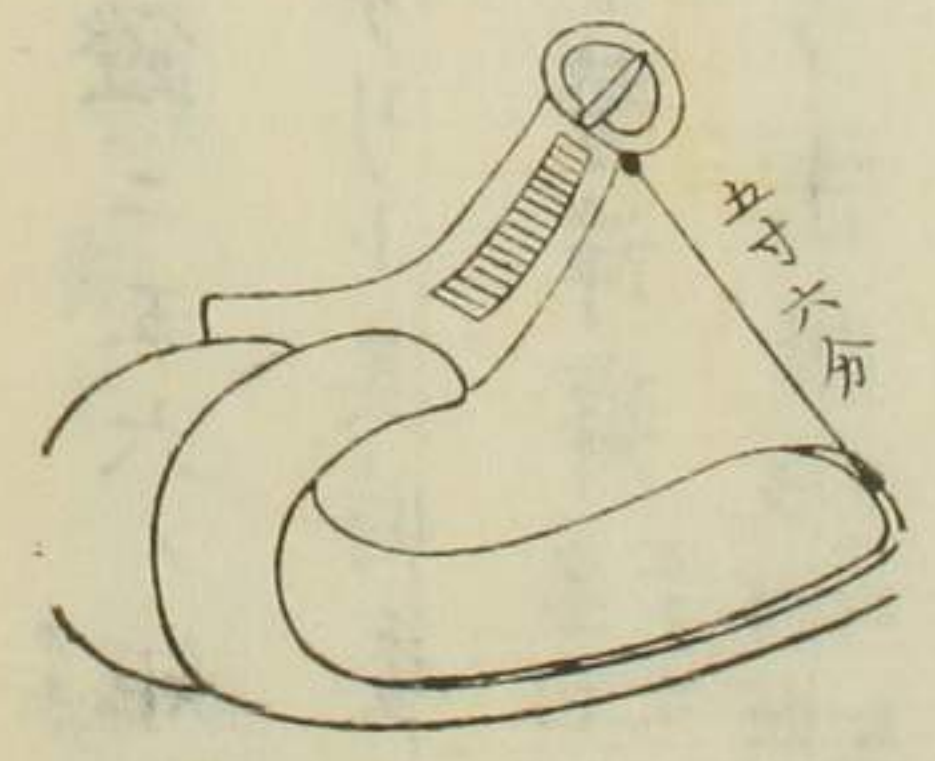
五六掛ノ名義ヲ問シニ貞域答云鐙ニ五六ノ矩ト云
ナリサレバ五六掛ト云由傳へ聞ケリト其時委クモ
尋問サリキ近頃貞域ガ弟子伊勢淨齋名曰二五
全用六ノ矩ノ事ヲ問シニ淨齋答云鐙ノ高頭或高頭ノ付
トモ云ギハヨリ舌先ノ外稜マテノ間五寸六分也鐙ヲ作ルニ
此五寸六分ヲ以テ定法トス是ヲ五六ノ矩ト云此五六ノ矩
ハ木ヲ入タル鐙ノミニ限ラズ鉄鐙モ亦五六ノ矩也古キ
鐙ニハ五六ノ矩ヨリモ少延タルモ稀ニ有リト貞丈右
ノ説ニ付テ木ヲ入タル鐙ト鉄鐙ト兩品共ニ高頭ノ付
キハヨリ舌先ノ外稜マテノ間ニ曲尺ヲ當テ試ルニ五六ノ矩

合へり或ハ鐙ニ依テ一分又ハ五厘許ノ伸縮アルモ稀ニ
 ハアレ氏五六ノ矩ヲ定法トシタル上ノ過不及ノ誤ナルベシ鉄
 鐙ハ鑢ノ磨過シ又塗鐙ハ漆地ノ厚薄ノ誤ナドモ有ベ
 シ又ハ鐙主ノ好ニ依テ定法ニ少違フコトモ有ベシ是等ハ
 通例ニ非ズ五六ノ矩ハ定法ニテ變動スルコトナシ五六ノ矩
 ノ寸ノトリ様左ノ繪圖ノ如シ

木ヲ入タル
 鐙五六ノ
 矩ノ圖



鉄鐙五六
 ノ矩ノ圖
 眞鍮鐙
 モ亦同シ



右ノ圖ノ如ク木ヲ入タル鐙モ鉄鐙モ共ニ五六ノ矩ヲ用
 ル也サレハ五六掛ト云ハ木ヲ入タルモ鉄鐙モ如此ナル形ノ
 鐙ノ惣名也然レ氏木ヲ入タル鐙ト鉄鐙トノ差別ヲ云
 分ケンカ為ニ鉄ニテ作タルヲハ鉄鐙ト称ヒ習ハセシニ
 依テ五六掛ト云名ハ唯木ヲ入タル鐙一品ノ名ノ如ク片
 付キタル也

○上古ハ鐙ニ種々有シ也或ハ輪鐙アリ其形輪也南都春
 日神殿ノ唐戸ニ画ケル餉馬ノ繪其外古画ニ見タリ
 或ハ壺鐙アリ其形沓ニ似タリ南都東大寺法隆寺紀
 州熊野新宮ノ寶物ニ在リ或古長鐙アリ其形輪鐙ニ

舌ヲ付シカ如シ銚抄ニ圖アリ又舌短鐙モアリ此名モ
銚抄ニ出タリ皆形異也五六掛ノ鐙モ近世ノ物ニハ非ス
奥州前九年後三年合戰繪保元平治合戰繪一谷合
戰繪年中行事繪法然上人御傳記西行物語繪等其
外古画ニ專多ク五六鐙ヲ画ケリ 此五六ト云ハ木ヲ入タル
鐙ト鉄鐙ト両品ヲ兼テ
云ナ五六掛ト云フ名古書ニハ見サレ其鐙ノ形古画ニ
多ク見タリ右ニ云如シ五六掛ト云名ハ本ト五六ノ矩ヨリ出
タルナレ鐙作ル匠家ノ詞ナルベシサレバ古書ニハ其詞ノ載サ
ル欵木ヲ入タル鐙ヲ古ハ木鐙ト云鉄鐙ヲバカナ鐙ト云庭訓
往來ニハ金地鐙トモ云

延喜式ノ上馬寮ニ木鐙見タリ諸鞍日記前駢鞍篇
ニ云前駢ノ鞍ノ事形ハ移ノ如シ鐙ハカナ鐙モアリ木鐙
モアリ云々古画ノ前駢ノ躰ヲ見ルニ鐙ノ形今ノ鐙也
然レバカナ鐙トアルハ今ノ鉄鐙ニテ木鐙トアルハ今ノ木
ヲ入タル鐙ノ也也古ハ如此カナ鐙木鐙ト称シタルヲ兩品
共ニ五六ノ矩ヲ以テ作ル故惣名ヲ五六掛 鐙ヲ作ル也
ヲ掛ト云佐々
木掛日野掛
ト云モ同例ト云然ニ鉄鐙ヲハカナ鐙ト称シ五六掛ト
云ナル故五六掛ト云名ハ木ヲ入タル鐙ノ名ニ付付タル也

安永十年辛丑三月望 伊勢平藏貞丈書
右も五六掛鐙考の全文よりけ度補入之

光大古キ煉鞆
ヲ見タリ山形瓜
先ナトノ損シタ
ル所ヨリ見ルニ
中ニ厚サ五分程
ノ木ヲ入テツノ
裏表ヨリ牛ノ
生皮四枚マハ枚
重テ漆ニテ堅
カタリ瓜光

方ハ六枚ニ見エタ
皮ヲ削リテ形チヲ
成シタル物ナルベシ
扱其上ニ子リ物ニ
地ヲミタル躰也草ニ
テ包タル躰ニ見エ
サリキ
光大曰和名抄ニ云
鉸具揚氏漢語抄
ニ云鉸具^{上音古巧反}
其間ニ云^{音教鉸具}
唐令所謂玉鉤是也
腰帶及鞆具以銅
屬草也
文永四年歌合かたの
川民部御家
寺ハ人の物うちや
さうむぎ一光ニ
あそがるかこの川
と

一 張鞆ハリクラといふもの羊をもちて包たる鞆之鎌倉年中行
事ニ張鞆ヲ鞆履かけて引奉ありとあり羊をもち
たる鞆あり故曰ハリヒてもひもれ換じり奉あり
依之々々わひかろま及於於東鑑卷十一にも
うハ鞆とあるも同じ物也

一 煉鞆ヨリクラといハ下地を草又は包こし上は換じり物を付し
地をそぬるなり煉鞆と曰ふことなり
澄日かくくニあり煉の頭は細き糸を以て力草一ニ通
その細き糸を以てすつともうらわの糸も云又ハ草一ニ通
カノ糸も云又かくくニかくの糸を以てすつともうらわの糸も

何の不由ハ煉の頭をかくくニ通すことなり
浦り之煉のくびきをかくくニ通すことあり此のくびきを
かくくこの糸を以てすつともうらわの糸も云又ハ草一ニ通
といハ草鉸具の二字を用ひ其ありは二字はまづて太刀
澄以外のかあぐの糸ニ延喜式ハ太刀の事記したる事
攸具とあり太刀のかあぐの糸ニ煉のうにも煉のかあぐ
あり攸具の二字を用ひ其ありはかあぐの糸ニトトを
通じりかあぐの糸也
一 澄のかこを以てすつともうらわの糸も云伊勢物語の糸ハ一ハ
く澄を以てすつともうらわの糸も云

うまやうと名びやう澄とて武蔵国の澄古ハ名物と云ふ
さすといふいふもさうさうカ草の穴へさすもさす

一 澄のちのうまやうをび志すの物もび志すの事とも云ふあやう
と本名いふ川をうまやうと云ふうまをその物とび志すもさす
いひ遠へをれういふくま又いひ遠たうとて或説はうまを
といひ蛭尾尾へみさすの尾は竹うりみさす尾といふを略し
てうまやうと云ふいふは説き如名物も延喜式み
澄^{トツタニ}靴の二字を美豆^{ミマ}乎と云ふびと澄靴といふのうまやう
但^{古のカ草は白くしうまやう草ありたうまやうをぬく事あり}名くいへむカ草の端のさきさのまらさ形の名もさす延喜
式もカ草毎々澄靴と云ふけいへまは澄元物後の天

義経記長河合
戦の季もあ
太郎が澄の草
まう半さいり
てひさのうま澄
のうまをうま馬
のうまをうま
いふを切符が

本^{半井}半井も澄のカ草うまを草と云ふこのことさすさ
うまをめ稱もいふへ上古の澄と今の澄ハ形は遠くへうま
と名ハかまうまカ草もうまを上古といひ澄へをれいも
今月ハ方ハ同じまあり

二重腹帯の事 馭法秘傳集は云二重腹帯ハ布を二幅は
して馬のせめへおきせくまうま靴を器扱の下へ四上へ
引あげ常のいふくく靴を二重腹帯といふへ
合戦ノ心也
で修羅の時ある馬よまきとて又道思愚草は云腹帯
を一重より二重の方糸巾をうまの上への上へ何とて
まらびと云ふ一あの腹帯まきを入てるの下腹と云ふ

ちりて服帯をきき又さびとをへてけりたて上敷の
 上りて老のこころ一結志の務めて西の若輪の手形よりけりてお
 輪のあまをむあびまうけり老のゆく道へ
右取法秘傳集
まの言のせあり
 へおきせとあり道思愚者よの輪の上敷の上
又犬追物時流記に云
あてことありあはれか遠行の古軍陣に用之
 鞆は二重服帯をきき軍陣の格よりせし服帯を二
 重して小服帯をさへて志のこころもけりてよりへ上り
 のぬぬるこころ是ハ犬追物の
二重服帯也 服帯を二重して六布のこころびと
くう志のこころ
小まのびとの
 小まのびとのこころを又の又許きとさへりてさへ
 麻草を組たり服帯はあはれ流りてさへ上敷帯や
 服帯と云流りとも上敷帯下よりいとも名目固記に也

只二重をさへびとさへり表服帯小服帯
ハ旧記にあり
 一 鞭長サ乃事帯の弓矢の部矢つり長サの部よりけり鞆の
 こころより一拵の射具是杖伝はあはれけりてさへりて
 一 鞆より繩ハ馬を引く手繩之杖雜記に云陣中よりハ白
 手繩を用ひかきさへり繩と申し布と云ふははれたてさへり
ひろかひはきさへり 小仕りれ用害記に云かきさへりあはれ
 一丈二尺より馬秘説に云はれはり繩をさへりて繩と云はれ
 他流にかはりて繩のさへりて言の者より左へかけりてさへり
 のどのやまて流り短きすまへり引志の長き方をさへりてさへり
 痛の中へ入りてあ方へ引西りて響の十又さの環の外

障泥と泥障

より引通して又それをこの繩のそととへへちりつけたり
 ありてはちよ二重より引通してこれを二結び結てあるべし
^{アフリ}泥障と云は毛皮を以て作りしを云ふありて是れ作りしは
 泥障と云ふは又毛皮を見へたり
^{又毛皮を以て}泥障
 はちよハ雨天は衣服は手につく泥を障る為のたのめ
 後ハ晴天もこれをさして傍と出さし武用ハいつぬぬ
 故軍陣騎射も不用なり
 又水正家中竹馬記云
 ありきまは遠旅ありはいつぬぬ
 故軍陣騎射も不用なり
 又水正家中竹馬記云
 ありきまは遠旅ありはいつぬぬ
 故軍陣騎射も不用なり

一行膝と云ふ可ハ泥障ハさすまはきき泥障ハ不苦

宝弓兵艦は見たうされハ大追物笠掛ハ泥障ハさすぬ
 ハゆハハるハ衣服はけ極ありハ泥障ハさすぬ
 ハ晴天も是をさして傍と出さし武用ハいつぬぬ
 故軍陣騎射も不用なり
 又水正家中竹馬記云あり
 指り遠旅ありハ苦ハかす但も浴巾ありや
 ちありさして是ハ不ハ然とあり

とつげ色の響と云ハ白くみよきたる響の上をさす
 又つげと云ハ塗たりて漆の色と漆の色とまきとをりて
 とつげと云ハ虫の色のごとくふるありしぬ
 響ハ暗色なり
 とつげと云ハ大追物以鏡記又大追物方す書あり

原土記ハ日本国
中ノ所々山川ナ
トノ名由未神社
佛寺田畠五穀
ノ負數名物少
事ヲ書タレ書之
上古ノ書ナルコトハ
全部ハ傳ラスカ
々傳リタリ

の名物也日本總國風土記才八十四二曰武藏國豊嶋郡貢
横^{ワラセ}税 鹿皮狐膽走兔血濱萩葎蓬鶴鶴山鴿馬牛諸
禽、諸鮮放^{ハ字ヨラスア}阿無見^{ヨロイ}与呂伊^{ヨロイ}等^テ阿無見^ハ鑑也^与呂
伊^ハ鑑也伊勢物語の歌にむこつ鑑さすぢふかけこのむま
どしぬもつしとふもつたし又庭訓往來に武藏産
あり武藏豊嶋郡より出づ
一 馬場^{ババ}の字を察せ申す方馬場本と云あり坊々先あるを
馬場^{マバ}本^ハと云是古の詞今ハマ場本の字を察し申す
マ場末の字を察せ申す是今此馬^ハ九郎^{ラウ}の詞也甚いや
しき何ん侍あどのひまべき詞ハいづれ

手摺と云るもの字摺ハ指も知る物之旧記はたれと云
人唐記はるる若くはみづらぬとハ
前後端に赤朱を括りて
一 みるれ鞆と云ハ志づぬ鞆を云
人唐記はるる若くはみづらぬとハ
前後端に赤朱を括りて
一 けざの鞆と云ハ鞆又は手切付を云志づぬを云
人唐記はるる若くはみづらぬとハ
前後端に赤朱を括りて
一 道具不付を云ハ志づぬを云

武藏産ハ古武藏國より貢物ハ禁裏へ納る産武藏の
年貢の事
一 馬^{ウマ}と云るものは
ウマと云るものは
袋本に記す
一 手摺と云るものは
手摺と云るものは
袋本に記す

一 馬糸袴と云物古家きねし古ハ言れる阿ハ老の袴のとばを
 取り着てしまおしきとて 奪ありしとて是をふりてきちとて
 日記よりんてり

一 志のけしと云ハ切符を志つけたるを云

一 鏡軸とい軸の熱柿を根又共瑜あどのうすう結を包こ
 たるを云熱廻りの復帰をとる

一 鏡塔子と云小き丸鏡のめくり手をおて表の方又老の塔子
 のめく結を返すと表のめくりあり

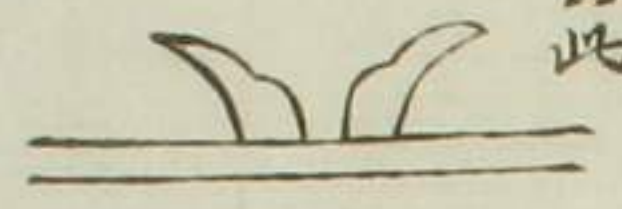
一 馬糸の鞭と云ハ手をもと題あしむちと馬をさす為風呂
 記と云 神馬ヨシテ
 付ルト有案 馬糸の鞭のり太竹の根を三尺六寸可切

節をすあふ一結をばあまばらとて入て鞭じまびをい
 とんげうおいらとて一寸斗まで切鞭とんげうをば
 入入鞭のかけ糸あいの板のむす子の柱よりけきと鞭を
 見て自ら馬の志づきと云

一 くらぬき又八木のり風呂記云馬糸の版うけ持の本は
 楸形の形よりありは本ハ版うけを押へせんといへ
 くらぬきも名あるべし八木といふ人稀く又其費とも
 云ふ

一 ひんどうびるとハ力草の先のぬき所とびどううきとて
 きりぬき昂ぶかうそのり びどううきとハ力草と云
 本名とがあらまといふ

八木此



一 鞭は作木懸柳一名儀柳とも云紀伊國又土佐國
 などに有り海邊のわづらに生く外の木はからこ
 つく物とあるひて折る事なき物と云ふ事と云佐不
 てハ一名の海邊のちも云又わづらとも云勝菊とか
 函田抄に見るわづら法名小笠原の書も勝つる
 と云ふ物と云ふ物と云ふ物と云ふ物と云ふ物と云ふ物
 和名わづら法名と云ふ物と云ふ物と云ふ物と云ふ物と云ふ物

一 上方極も鞭をさう物と云風呂記に云鞭を上方極
 もさ指ゆ近代は法義澄公任院殿極高極法成又鞭を
 法成の成肩衣は袴を見さ指ゆ又惠林院殿極高極義植公

雪の鈴の法成とも指ゆと云

一 鏡鑑と云ハこの十文字の所を十文字と云りは
 うちのどでさうと云鏡のぬくは作りたるを云古き鑑師
 の書ける騎馬武者の袴は何の物と云鏡鑑鏡鑑子鏡鑑
 鏡鑑の名中院通方との傍抄に見る

一 鏡鑑と云ハ鏡のをもいふ所の所を銀のうすく物と云つた
 たるを云酒井雅樂頭忠恭の許に寛治年中の鏡
 のうすく物を見せしはは物鏡鑑ありきと云鏡ハ半
 舌の鏡と云古先考の鏡の半分鏡と云鉸具頭かこつた志らをも
 さうありてひらりまのうすかこも上より下へをれり

鏡鑑ハ半舌の
 とも限るふい

スイセウ
一 水晶靴と云ハ靴の紋ハ水晶を入たり云 酒井雅樂次忠

恭乃許りて寛治年中の水晶靴の 伊勢国幡ウツス
うろり物を云せり

きく其靴の形山形の祥符基の二海の如く上の方之角

にて手形もあつたきさの端少きなり云 祥符基子地

其紋もあつたきさの端少きなり云 祥符基子地

水晶の下ハ朱緑青あぶをとりたる故上よきき西りて七

宝の如く紋の形ハ穢より少きいさき圓形をちりしたる

を忠恭の好むる牡丹の花形に改らぬ云 又其靴の

境子ハ鏡境子付り響も鏡響添入り

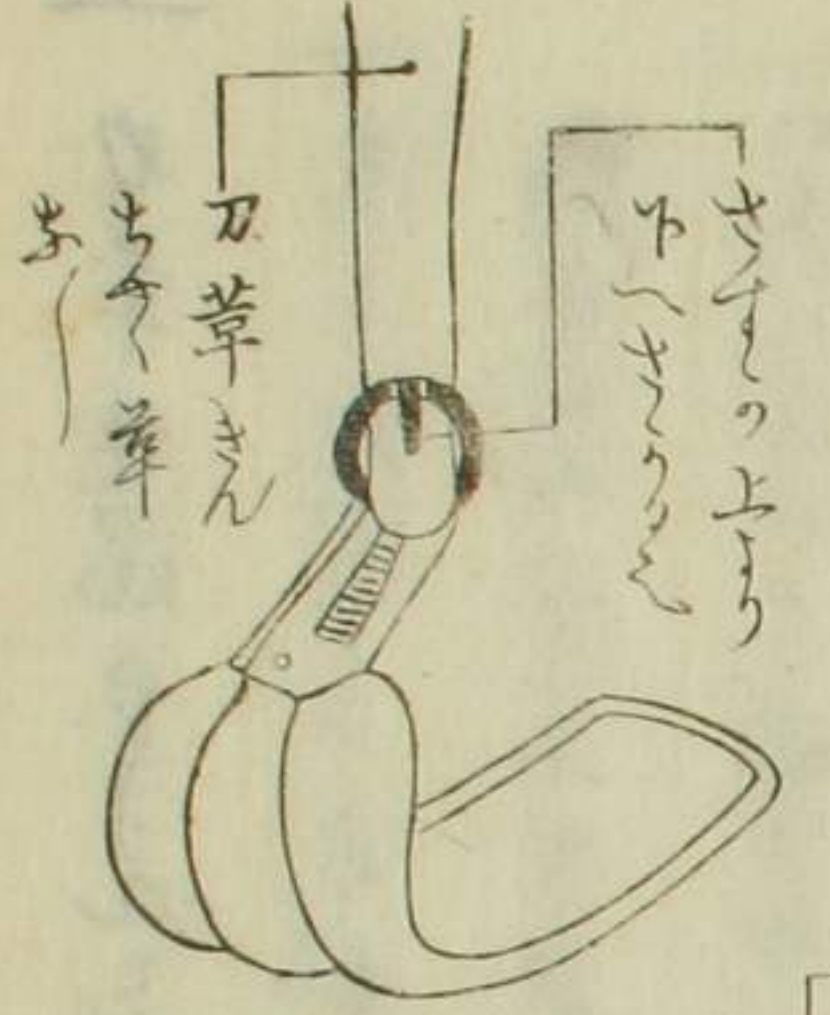
一 尻シツナ纒と云ハ馬を引り行り時子纒をせり云 其の先ハ

常用抄ハ馬の
先ハつふふと云
と云ふこと云つふ
とハありと云ふも
ナリと云ふ人
先ハつふふと云

と進み走りぬんとするを先ハ多海きなるも子纒を
あとの方へひく故尻纒と云 尻の方へ引く心ハ是引く
時の名ニ云ふと云 ぬ時ハ子纒の事も尻纒と云
べり云 子纒と云 又尻纒と云 物別ハあり

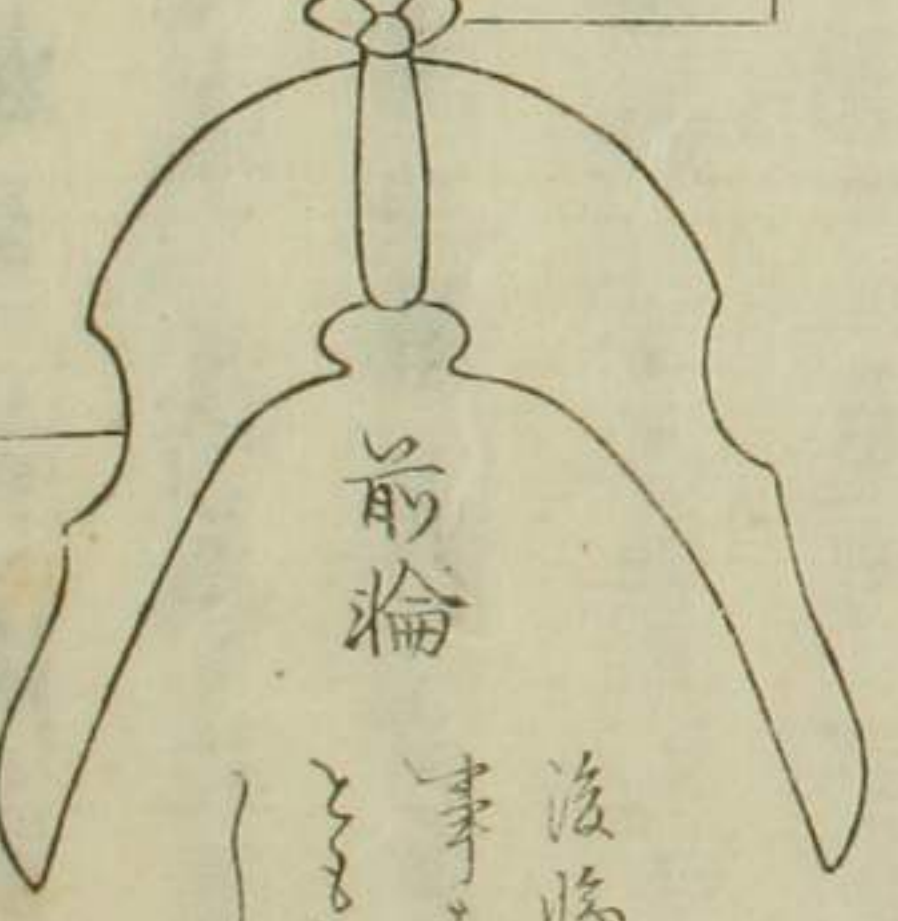
一 後三年の除害物 飛彈者惟久等云 小見元云 靴ハカ草

の踏花の如く



雜記十三

此後ハ二重版帯
を以てありてむき
びるる馬あり
ころびのころ
あり
於根ハ女
黒ニアリ



五十

子形ハ月形

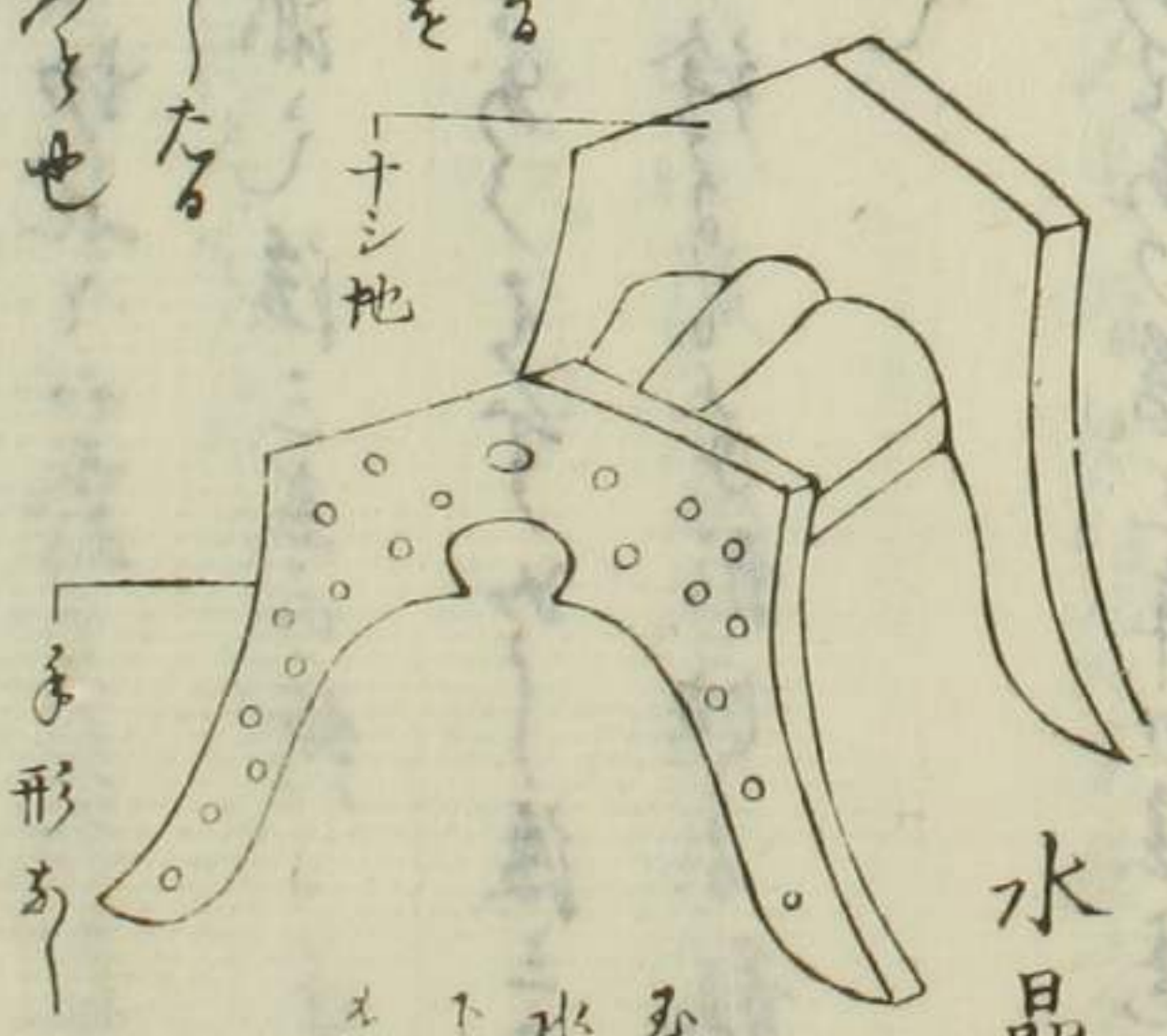
後輪者ハ形
事云 前後
ともに山形云

一カ草の端のきんちや草との物古い無之後三年合戦の
 絵小見えうるカ草何れもきんちや草なき又酒井雅樂
 頭忠恭のうらまは 寛治二年の鞍具のカ草も草
 いきんちや草ありしを忠恭好まてきんちや草を
 けられし由忠恭所持せられし拵に古の鏡も
 せすづかしの形を付てさすづかの先トへしれ向てさすづかの
 きんち(向て是へ)さすづかあり依きんちや草あり
 近世のさすづかこころひはあてさすづかのきんち上へ向のあてさすづ
 のきんち出て是よりさすづかをいれをおおんうらまはきんちや
 草出来し又古の鏡はこころちやありしをいれ

寛治二年の鞍具の図



カコクビ
 カコカシラ
 ニフク
 半舌の鏡也
 舌短し
 鏡ハ横
 はふむし
 鏡ハ根を張る
 エミありシノキを
 立る



水晶鞍
 玉びきも
 水晶あり
 下は鏡の具
 あり

一後三年の絵は見えたる大さきのあつらひ 美
 今うおわひか
 との世の物よかひなるあり ぬうさかわひあり
 一古の鞍はいし形あきもあつらひ形あきもあつらひ
 定くは
 右の鞍のあつらひ 鎌田共湯政清平治の戦の時

一 昔よりある馬もあつて子縷の如く又つハ鼻草
 をつけるところあるかの子縷のやうに深なる縷を付てあ
 まりを縷にかけあつる縷もあつたつ子縷ホハたの
 如く是の子縷の切れると時の用心に又ハ口よりある馬の
 口をせよ出ま付子縷をばさかして口よりさつたつ子縷を
 以てあつべき馬の用意あつて騎馬武者こそつたつ
 子縷もあつたつ三四段才女のみくしてあつたつ馬あつ
 一 水晶地の鞆ハ茶子縷もあつたつ水晶鞆の祥
 を以て考へよ水晶を細く切ると兔甲形又ハ石巻あつたつ
 して青貝を摺り入たる縷ハ鞆の地は遠方もあつたつ

品を穿り入る縷あつて是も水晶の下に水晶の縷の奥
 をさうたる縷へは推量の趣を記さし

一 厩乃車三光院内府記云厩禁中ハ被置左右馬寮被繫
 御馬侯以此准據諸家於面向不立厩侯武士ハ依為守護以弓
 馬為業然間於面向必立厩是公武之差別也二間三間者諸
 人通法也五間以上者依分国之多少有其負仍為十三国之
 拜領依十三間之厩規模之由兼及

一 古代の家は用れり
 騎後ハ今武家ハ用り
 其ハ異々ハ図

雜記十三



緒紫草

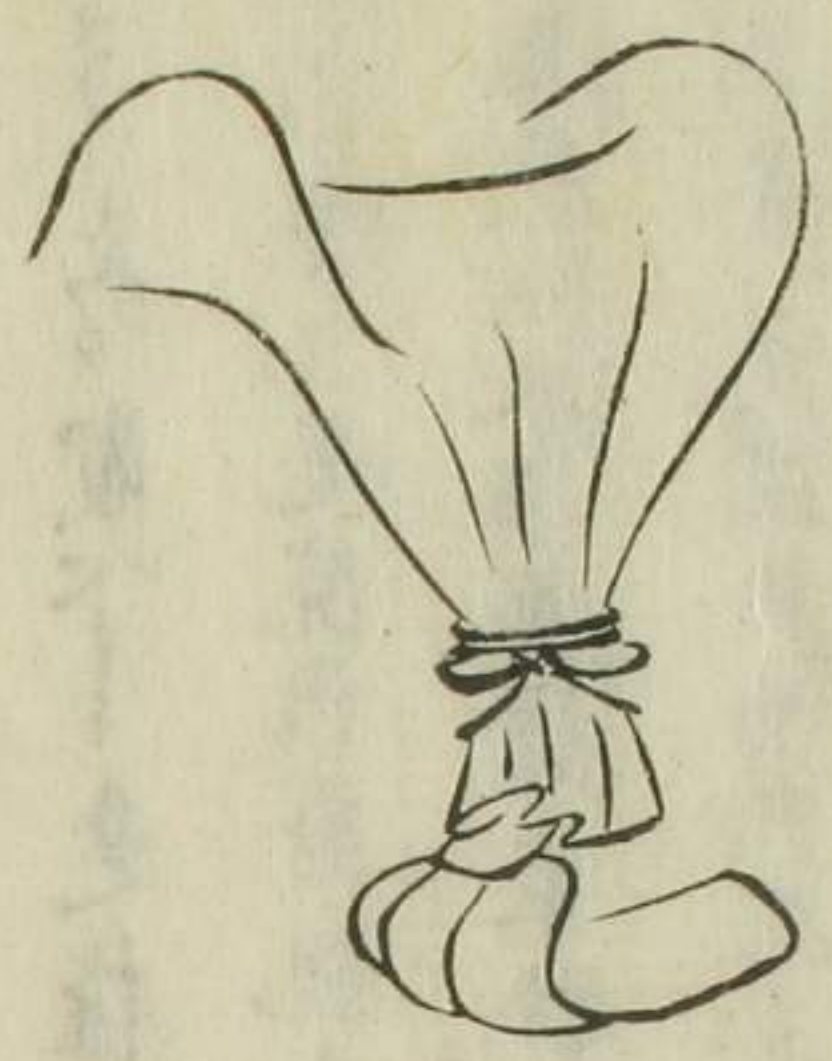
縫物花鳥ノ縷也

緒紫草

五十三

後よりおりの靴は幅三尺斗長廿八靴はおかけ靴のかこふひ
 多る靴は赤靴履と云い後を張ておるは透靴履とい
 こめおりの靴のうす物とて微目のはき通る物といふも
 後より表を付ても作るとおくるも作らばおくる履とい

靴よりけしる器

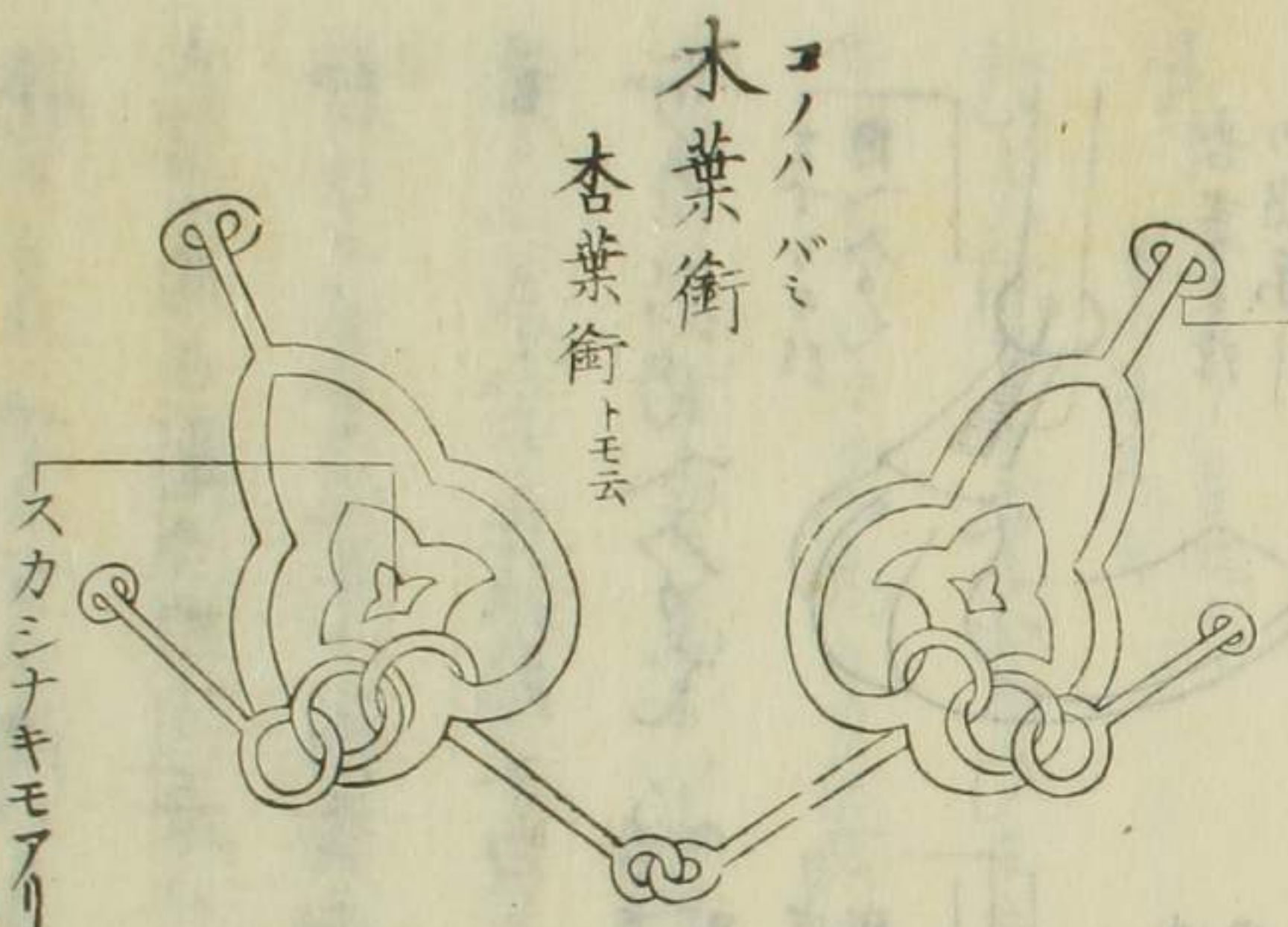


靴は赤いけし力草の
 不るとおけしる器
 此靴は履年中行幸の物なり

右の靴は履寛治年中の家を換したるを予見之 柄井忠春の
 許は有る

古^{シツハ}銜の圖

此立ガリノ切目ナキモアリ



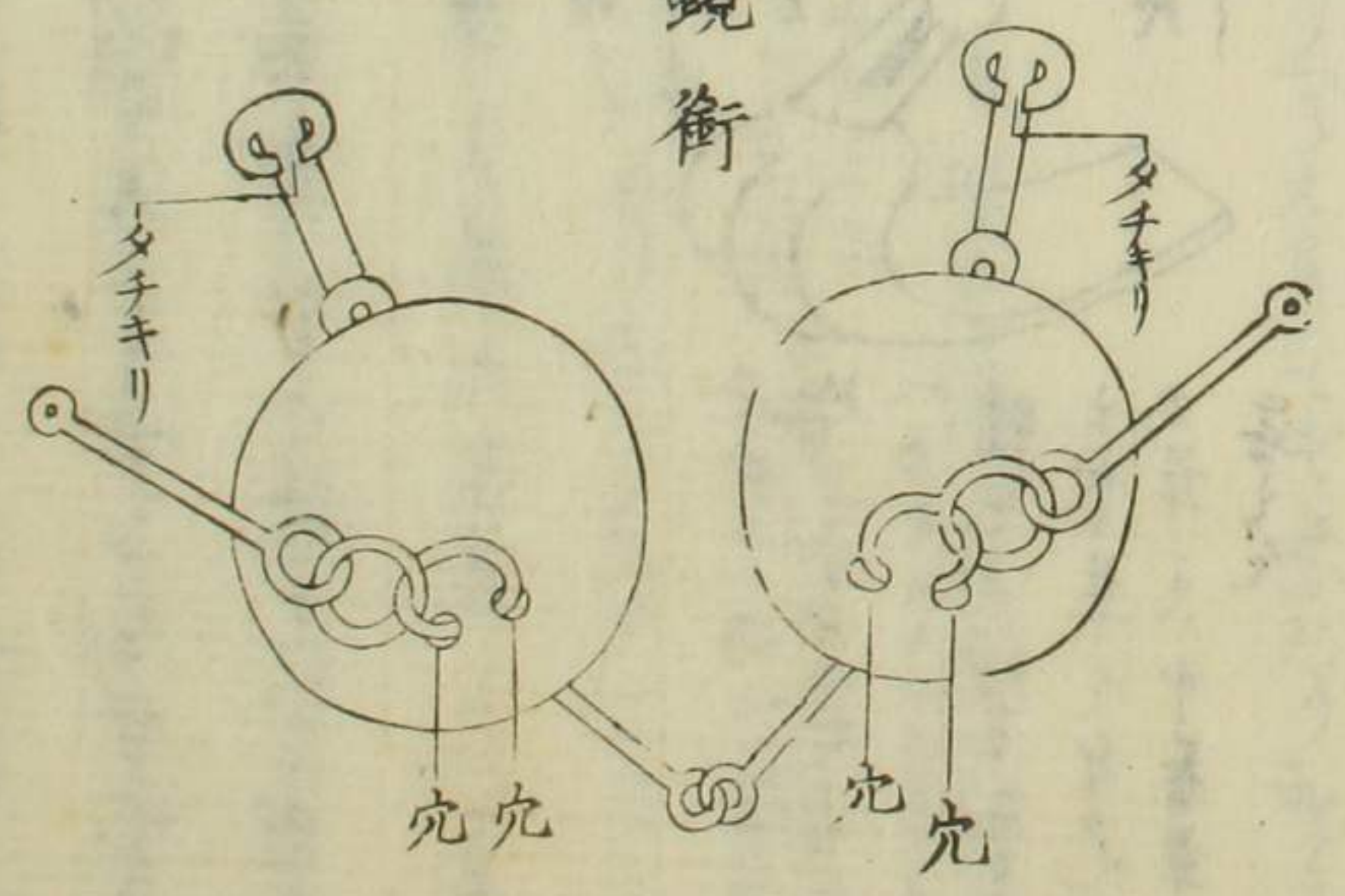
コノハバミ
 木葉銜

杏葉銜トモ云

スカミナキモアリ

雜記十三

鏡銜



女子キリ

女子キリ

穴 穴

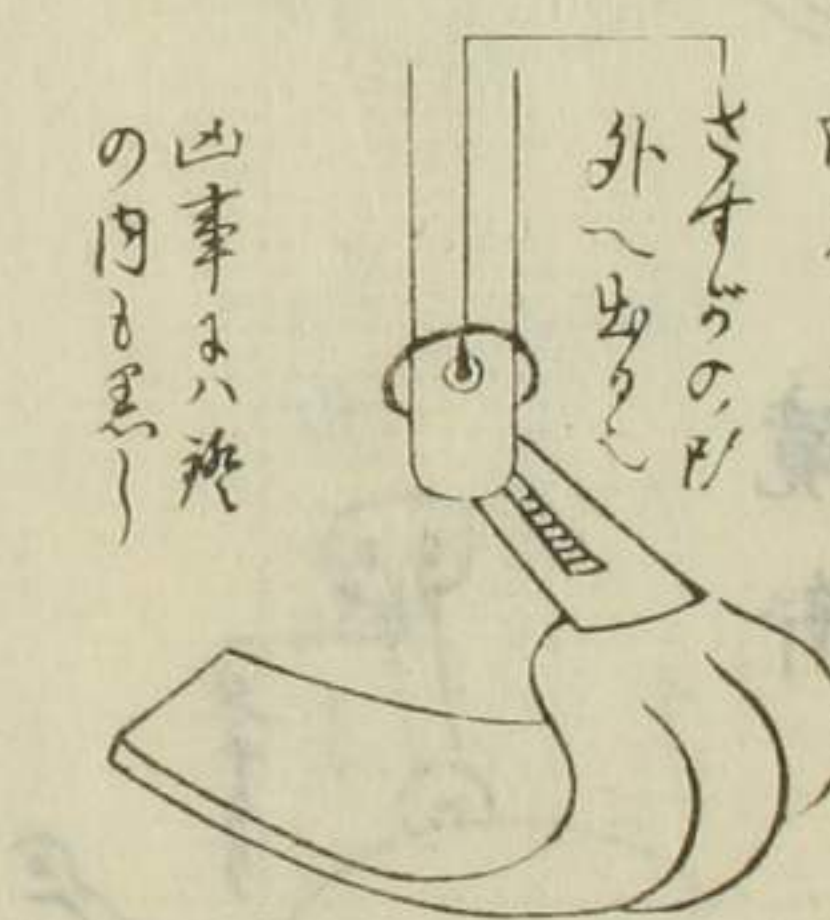
穴 穴

五十四

一 鏡のうけやう古の鏡はさすがい言ひられ上より蓋れり

たり糸の圓のぬり合はかこらびの上はさすしづを付て上へ

ひけてさすこさし振音凶のさふあり古の鏡も同く
事こさすのの外へ出のハ凶事ハ用之吉事ハハさす
がの外内へ入る



今世ハハ凶事の時
ゆきさすのから外
へ出たそのさき
臆をいひあきん
ちや草をせん古の
力草ハハ中着草を
さす

一 体のくまんの鞍とまハ金くまんのくまんのゆく前後の幅の

山うまうははさきさき角ま伏懐とる義理記
志あま
くまの糸

ふ思く毛ある馬はのくまんのくまをきてさきたる
あり 合よりまか
馬のあそ

一 むら付きをくまわひはさき事多相を後高忠
そのあういんえより義理記
志あま
くまの糸

とんつきげある馬はうけちの
伏懐
地し
くまをきて大まの
むらまきくまわひはさきくま

ゆくくまのりる我物作はあしづまきくまの白く見
のくまはせん志や志ういの山をさきあるをうけくみ

くまはくまのたりふきいれてのくまのくまのくま

追考古き木の
葉もくまの
あまのくまの
を根のくまの
くまのくまの
ひくまのくまの

が横一夫と云ふ
名は是のくみ
くろとあるく
張る花やこ
こもつたあ
べー合も
くむべー

くろ己の事詳あり流退多可考

七条細工の流と云物東鑑六ノ卷に見るくろ己下の文は細工
工字七條宗紀太^{キタ}又七條紀太丸と何り又七條紀太^{キタ}
真と何り是を以て考れば七條宗紀太丸宗真といひ
者ハ細工を其考るは銅の流を^{キタ}作りく^{キタ}

一 考れざるもあつたはけとも云はくろ己の如くの大さ

くろ己を^{キタ}通重和のある^{キタ}手^{キタ}をいひ^{キタ} 弓馬故実用害記
あはええくろ くろ己の^{キタ}

也物果ふハ其^{キタ}不^{キタ}付^{キタ}糸の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}た^{キタ}き^{キタ}て^{キタ}も^{キタ}あ^{キタ}つ^{キタ}ひ^{キタ}た

さけ^{キタ}る^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}淋^{キタ}と^{キタ}さ^{キタ}を^{キタ}ば^{キタ}さ^{キタ}ら^{キタ}さ^{キタ}て^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}あ^{キタ}つ^{キタ}ひ^{キタ}た^{キタ}す^{キタ}け^{キタ}の

と^{キタ}さ^{キタ}る^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}く^{キタ}古^{キタ}ハ^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}物^{キタ}古^{キタ}書^{キタ}も^{キタ}古^{キタ}き^{キタ}繪^{キタ}も^{キタ}見^{キタ}え^{キタ}る^{キタ}

近代用と相古き強よのおつたの結びあゆりのを^{キタ}斗^{キタ}を^{キタ}書^{キタ}く

一 泥障^{アオリ}を^{キタ}ば^{キタ}か^{キタ}る^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}ふ^{キタ}く^{キタ}び^{キタ}さ^{キタ}す^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}旧^{キタ}記^{キタ}ハ^{キタ}い^{キタ}は^{キタ}き^{キタ}す^{キタ}と

あり^{キタ}き^{キタ}り^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}ふ^{キタ}あ^{キタ}つ^{キタ}ひ^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}あ^{キタ}る^{キタ}が^{キタ}あ^{キタ}る^{キタ}

云^{キタ}子^{キタ}綱^{キタ}を^{キタ}た^{キタ}ぐ^{キタ}を^{キタ}ば^{キタ}か^{キタ}い^{キタ}く^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}鞆^{キタ}ハ^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}鏡^{キタ}ハ^{キタ}か

く^{キタ}る^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}も^{キタ}海^{キタ}の^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ} ま^{キタ}あ^{キタ}る^{キタ}が^{キタ}く^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}の^{キタ}字^{キタ}

皆^{キタ}を^{キタ}ば^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}く^{キタ}り^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}が^{キタ}あ^{キタ}る^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}

一 鞆^{レホテ}の^{キタ}四^{キタ}方^{キタ}子^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}け^{キタ}糸^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}け

流^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}後^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}お^{キタ}と^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}説^{キタ}あり^{キタ}用^{キタ}べ^{キタ}い^{キタ}次

四^{キタ}つ^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}本^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}け^{キタ}と^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}名^{キタ}ハ^{キタ}源^{キタ}平^{キタ}盛^{キタ}表

記^{キタ}大^{キタ}平^{キタ}記^{キタ}あ^{キタ}ら^{キタ}に^{キタ}え^{キタ}り^{キタ}歌^{キタ}の^{キタ}首^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}付^{キタ}の^{キタ}名^{キタ}を^{キタ}ま^{キタ}い^{キタ}つ^{キタ}あ^{キタ}る^{キタ}境^{キタ}子

の吳名をとりはけと云いとりはけの鏡を志不て了
徳をむまび付置も首をきて付るるにかりはけ鏡の
かどいふ名は古書にありて云いなり是れ目へはけ

一 依木掛といふ鏡の事或は依木四郎言鏡が宇治川

の先陣の時力草は鏡を懸るる名ゆゑに云いはけは鏡
を右へはけは鏡を左へはけたる名ゆゑに云いはけ木

掛といふ事 是外カケト云カケヤウシ鏡ノカコカシラ
外へ出ル也是ヲ紀州カケトモ云也 右の鏡流之平家

物語盛衰記未監おも見えに安説之依木はけと云
力草はけは力草はありて云いはけ五兵衛掛が賀掛ありて云いはけ

掛といふ鏡を伴ふ事云い近江國日野と云いありて作たる

鏡を日野掛と云日野はけの鏡を依木掛ともいふ近江

國は古依木氏の領ありてありて依木家とて日野

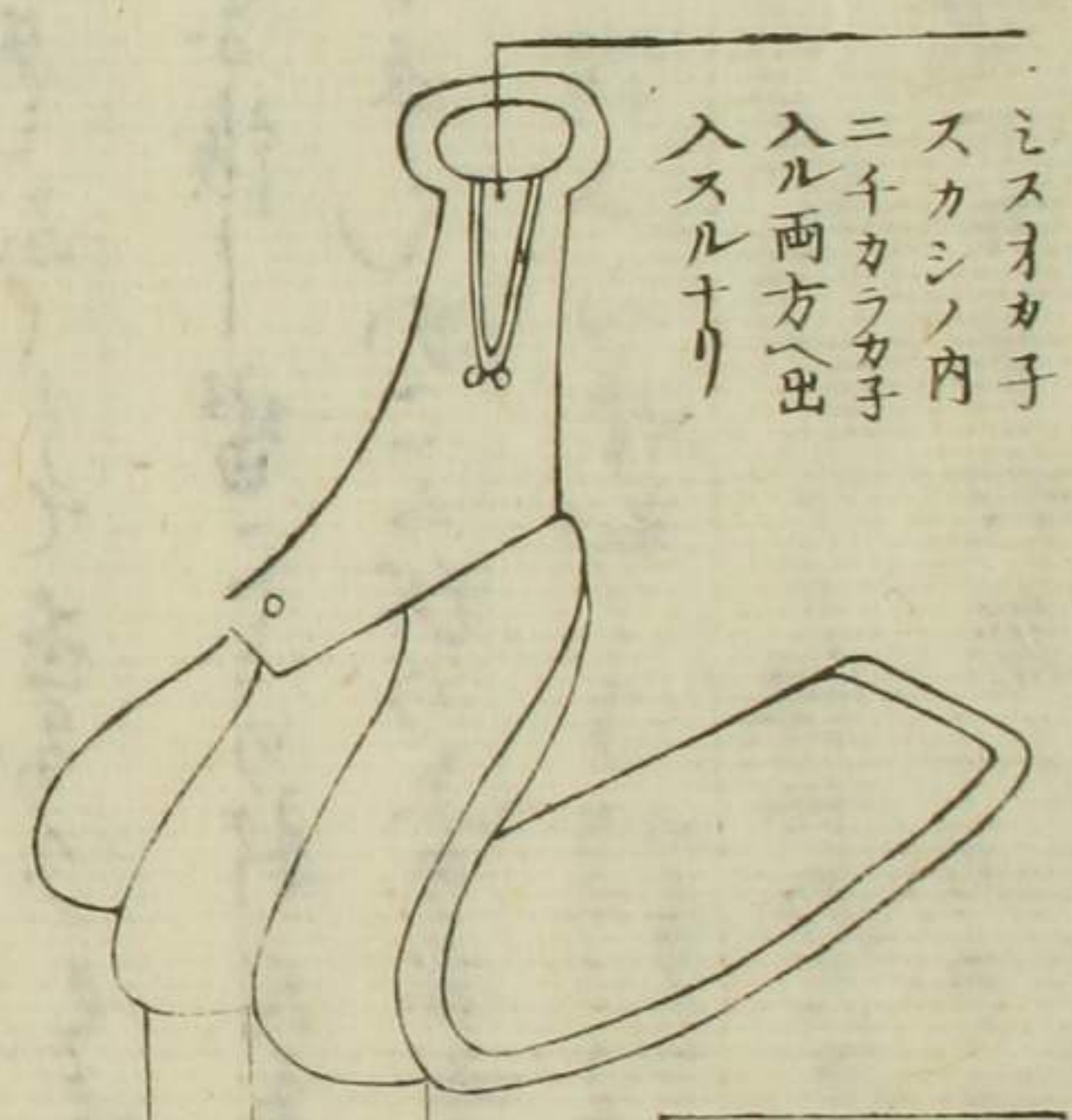
掛を用ひしに依て日野掛の事依木掛といふに

日野掛の鏡は名鏡より小形見えに懸神ありに

肉を付ず丸くありて云いはけは依木掛の事云い
すあみも云いはけ一留にその形目急之舌先の外表
の方もある平しにかくらびの上の方を細くすのて
こすすのの肉ふみすおのちの事 あつらふ事
の事し おせりてあり
たはもこらありてみすおの形出入あり

近江國日野掛鏡圖 一名依木掛

ニオカ子
スカシノ内
ニカラカ子
入ル両方へ出
入スルナリ



ハトム子ノ形
如此中高ナラ
ス丸ミナシ
エミアサシ

此所ノ折目急也
エミ甚淺シ
此中通リ両方ト同シ
高ナナリ



一 燈の形と云ふはもとむき手のくちをきぬきききい 燈の字をあ
まり人のあふがの心よき息けくもく 燈の字をあ
むき手の形と云ふはもとむき手の外 内はけく又片意といふ
かしくよむきとありカキはけけたる時外はあり方ナリと云ふ

ありは形外 内はけく又あ ありといふハ一向はあみ

ありは形外 内はけく 吉字の馬の外はむき手の

正面よりむきふする形あり

一 付野靴といふ靴一糸禅問鎌良 の尺素往来まえへたり極

雲祀は甲州付野村といふるをえり付野靴ハ甲州付野村

にて作り出せ 靴をいふあふハ一説信濃國付野村といふ

一 鏡鞍といふ若狭端の表を一面は銀又ハ洞美輪かき

張り包ミ山形の上よりつゆをきこ同くまきやくらんを

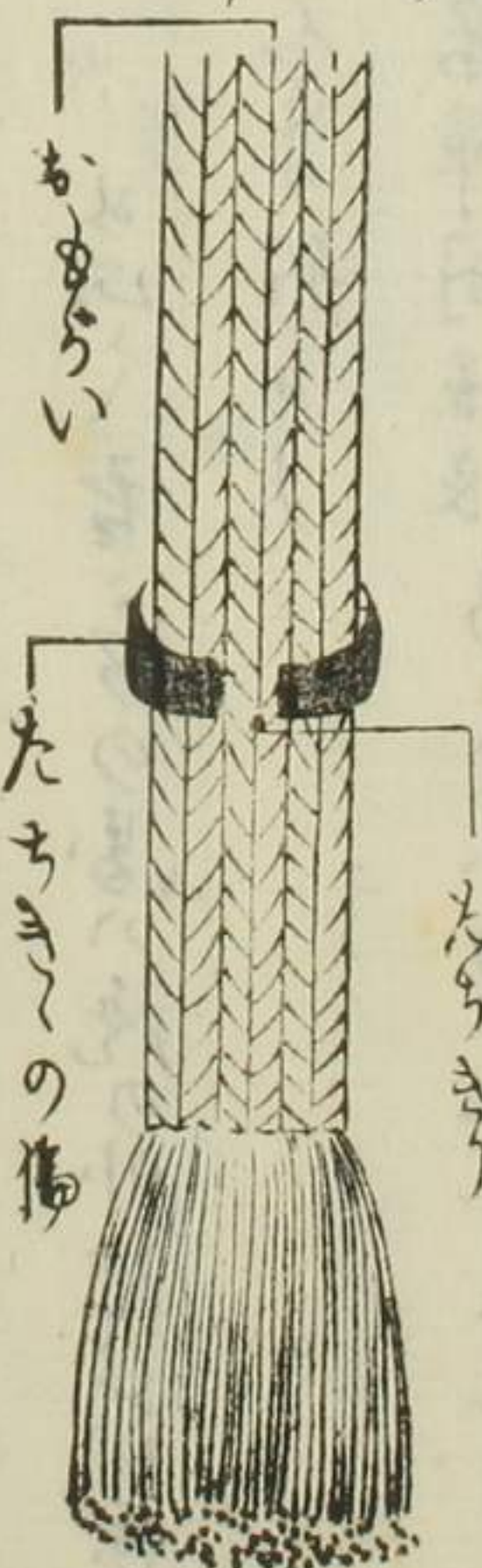
愈小き燕をかきし 吾木先もいふ包ミ燕といふ

予カ家ニ殘靴ヲ藏メタリ是ヲ見テ可知是ヲ見ヌ人ハサマクノ妄説ヲコシラヘ出スナリ

居木先も子も包に括見ぬ。お後痛の表の方居木
 いら手も包に括見ぬ。お後痛の表の方居木
 皆知ぬ人の妄説之法靴日記を考べ

一 銜の頭の痛をたちきくとも今世たちきくの痛を付る
 不の痛は切目あつたちきくとも今世切目の痛を付る
 又古いたちきくの痛を付るとも今世切目の痛を付る

て踏んぢおあついの痛をたちきくとも今世切目の痛を付る
 古いの耳の痛をたちきくとも今世切目の痛を付る
 さらより入る痛をたちきくとも今世切目の痛を付る
 こむきくとも今世切目の痛を付る



一 古のうらいたちきく古の痛の如く度一けられぬおあ



けられぬおあ
 たちきくの痛

古のうらいたちきく古の痛の如く度一けられぬおあ
 かいをもちぬけ入る
 古のうらいたちきく古の痛の如く度一けられぬおあ
 也後代ハおあがいたちきく



今世を作つたちきくおあがひを入る
 昔々人知ぬ人の痛といふをあやまりのひけり
 あり痛をたちきく
 也一のああり

俗ニクツワニ用
 轡クツワツラトヨム
 銜ガシクツバミトヨム今
 鑣ヒヤウ上ニ
 鑣ヒツ上ニ
 俗ニクツワニ用
 轡オモカイ

轡アシキマウ 鞍アシガハ 鞍尾上ニ 鞍橋同シ 鞍橋ヲ前後輪ノ事トシ 鞍尾ヲ居

木ノ支トスル説アリ甚誤也居木ス鞍板ト云也クラホ子ノ 尾ニモ似タル故鞍橋

トモ鞍尾トモ書ク也
 鞆頭又籠頭トモ書 馬ノ頭ヲ絡マトフ網也アラヒクツワノ類也

オモカイトスルハ誤リ也
 葬礼の馬の事馬ノ部ニ 同馬具の事室町記ニ云應永三十一

年甲辰二月廿七日涉方涉而義量 申尅涉圓叔中廿九日

涉茶毗火葬アリ中 涉馬鹿毛笠懸被遊涉馬也管領進上也涉鞆

正親町大納言公
 明御天明四盛花
 門院亮陰中此
 度東寺参向時
 手網鞆覆以下
 平絹鈍色クラ
 スフニ黒塗無故

之時涉鞆也涉手襪腹帶白布貞唐白キ手網ニテ引

タツナハラオビ白布ヲ用タリ万松院殿ノ時ニハニヒイロヲ

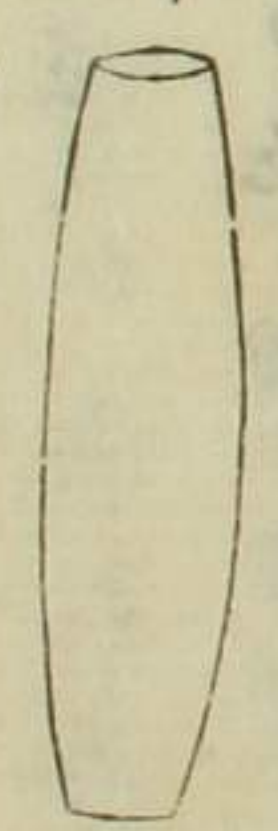
用ヒタリ前二穴太祀ノ丈ヲ祀ス白ニテモニヒ色ニテモ用ベシ

ハ海極の鞆ニテハヤノ皮を削リ去リテ

ニ別製較の皮ニテ磨き細くとくさして磨くニおまを

ぬりせしめうすくまぬりかしてこまをらう色うすく

一をんけべーとらうのいお應ありかきこの竹筒をふす



此の形

切て皮を去り上下を削るのめー
 して肉を煮うすくを付けむちれ茶も煮うすくを付て
 竹の筒ニテこみせうすくを煮て後うすくぬきの穴を
 あけーは筒の上の皮をぬきぬき包むべー
或紫皮
 おちの中地も煮
 ぬき又ハ麻草も煮

セアオリハアジ
 カト申皮也シ
 リカイ楚鞆ア
 并草也
 はぶて山子の
 耐の色ハ必にガ
 きんうすくぬり
 の細ハ皆こまぬり
 して煮るを用ひ
 する事定りたる
 ぬき具のこ
 んぬりぬき

うも地あふをきりハヨリ一匹はこれハむちの外かくこもある
田一あれやま一報のうねき羊とうらま同し

一馬の鼻皮ハナカリの数を一間二間と云ふ馬を馬をうつめき選ぬり
とあるもを以てつゝあざきくあるを一間のふ二百のま
びらりしてを皮を一間二百と云ふ

一だおひ一名マセと云地今世用之るの尻は短く物にあつて
あつてるもちり種物又ハ草をえきつるもちり是ハ
あ何れも古代なき物と云世用之ハ有る

一今世追総オヒツナと名付て葉色の祖徳の太き総を今世大虫の
引馬は用之これ古代なき物と古ハ一繩と云子繩とも
きて帯白紺為青の之色をこつりの繩と云つる

さう引之又白く繩も又褐色のさう繩も軍師は用之

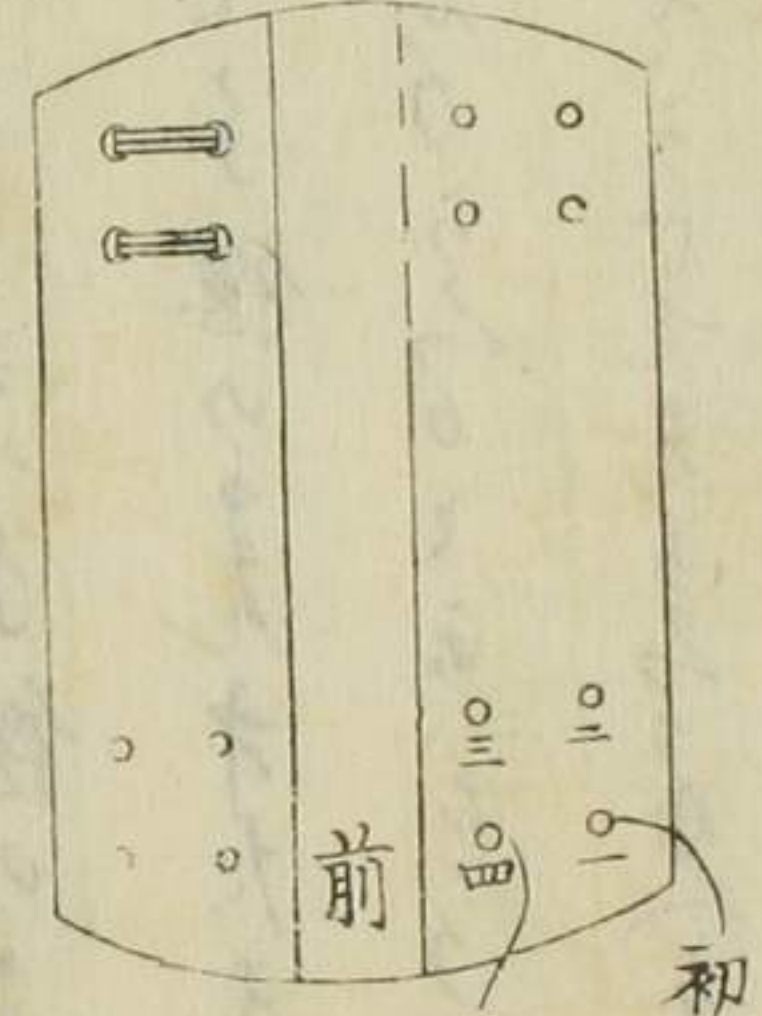
一子繩のまぐりまぐりと云ハ子繩のまん中まん中のまぐりまぐりと云ハ子繩を
まぐりまぐりと云ハ子繩のまん中まん中たまぐりまぐりと云ハ

一子繩をえりうらると云ハえりハまぐりまぐりと云ハ子繩は
まぐりまぐりと云ハえりえりと云ハまぐりまぐりと云ハ

一志ハらぬ鞆イダはまぐりまぐりをへると云ハ真脚雜記イダと云ハ
こりまぐりまぐりをへると云ハ木地のこりの前後端は居木
をうけあふのけく鞆の内より前後の居木の穴と後
端の居木の穴へ細き竹を十文字穴と穴へつらり
たろをまぐりまぐりと云ハ左より竹を十文字穴と穴

つぎにその器をさし入れば志はゆるぎも持たずおもしろく塗料
 の入るやうに付あきうづらひ入らずうま紙よりあざむき志
 ばくし木地の鞆はきりむらり板ひらき木のあはれとすま
 矢の管のめくきうたつづし

一作の志ばり仕様 伊勢国幡家信




如此ニスジツ、カニル初一ヘントホシ緒ノ端ヲヨリメ入テヨリ
 コスガヨシオノツカラニ筋トホルナリ

終ノ緒一カラミカラミテニ筋共
 二紙ニテ巻入前ハ九ニテ番後
 ハ右ニテ番

ニバリ繩太サホソキ筆ノ千クホドニテヤハラカニ鼓ノ
 シラズノ如クニツヨリ合スル繩長サ金サシ一丈ア六四方シ
 バラル、也繩ノヨリカタキハアシ、

木 カ子
 此サキニテトメノ緒ヲ穴ヘサシ込
 ナリ何方ニテ留タルカ如此スレバ
 トメ見エズ

一 竹の根鞭シチク紫竹の鞭是別あり馬沙書云竹の根の
 ちうハ紫竹の根之紫佛といひむき竹と書ふはち
 吾意の外のきあるは依て平人のゆめく石河田之り方縁
 吉良殿あはれ用之云々元来紫竹ハ和物之きもむきとす
 いろくば根をむきし作りを紫竹のむきと云く漢竹とい

むらにあり物ありす竹の根むらハ真竹の根之本草綱
 目卷世七  竹時珍曰根下之枝一為雄二為雌若生草其
 根鞭喜行東南云々此竹倍ニ真竹也ハ真竹の根を
 むら又まらふ竹の根むらと云々之を竹根むらハ匠に
 團栗太郡草津分ゆ。幸ハ美濃國分ゆ。を草津とし
 むら又まらふ竹の根むらハ楮木 接名ツ
エノキ 此木を以て
 馬鞭を修ると云 本草綱目
爾雅見エ 楮木一名靈壽木也云々又云
 紫赤のむらハ老の竹の根むらを楮葉として能く色を付
 登の上の古竹のごとくこらむら糸を紫赤のむらと
 云々以上方根を良版斗は用ひありしむらと云々

ふらむら考

一 十文字響古代より有る物也永正日く記云十文字響小
 十文字響の名云々云々寶徳年中小笠原清元云
 矣名所記も十文字響の圖あり

一 張草鞆張鞆の多二物共ニ鞆の紐体をはりて包
 めたるを云々云々其別あり張草鞆ハ滑
 草又張る付包て造るを云々又張鞆ハ毛皮
 にて縫くを云々造るを云々張鞆ハ毛皮を
 用ゆ別あり鞆履を思ふか之謙倉年中行
 事云張鞆ハ鞆履かけて常多あり云々

